

新株式発行並びに株式売出届出日論見書の訂正事項分

2021年9月
(第3回訂正分)

セーフィー株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年9月17日に関東財務局長に提出し、2021年9月18日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月25日付をもって提出した有価証券届出書並びに2021年8月26日付及び2021年9月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集3,297,700株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し7,062,300株（引受人の買取引受による売出し5,711,000株・オーバーアロットメントによる売出し1,351,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2021年9月17日に決定したため、これらに關連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記募集及び引受人の買取引受による売出しについては、2021年9月17日に、日本国内において販売される株数が1,926,600株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売される株数が7,082,100株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行数（株）」の欄：「3,297,700（注）2」を「705,500（注）2」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 2021年8月25日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式3,297,700株のうちの一部が、SMB C 日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されます。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）であり、海外販売株数は2,592,200株あります。

なお、本募集における海外販売株数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP、Tybourne Equity Master Fund及びJanctor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する株式数が含まれます。

本募集における海外販売に關しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集並びに2021年8月25日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMB C 日興証券株式会社が当社株主である佐渡島隆平（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式1,351,300株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。オーバーアロットメントによる売出しに關しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに關連して、当社は、2021年8月25日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式1,351,300株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に關しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2021年9月17日に決定された引受価額(2,259,90円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(2,430円)で国内募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行数（株）」の欄：「3,297,700」を「705,500」に訂正

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「6,390,942,600」を「1,367,259,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「3,611,228,828」を「797,179,725」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行数（株）」の欄：「3,297,700」を「705,500」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「6,390,942,600」を「1,367,259,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「3,611,228,828」を「797,179,725」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は797,179,725円と決定いたしました。

5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

(注) 6. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,430」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,259.90」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3」を「1,129.95」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4」を「1株につき2,430」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、2,280円以上2,430円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴がありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、2,430円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,259.90円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（1,938円）及び2021年9月17日に決定された発行価格（2,430円）、引受価額（2,259.90円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,259.90円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき2,259.90円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき170.10円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

2. 上記引受人と2021年9月17日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「7,222,457,655」を「1,594,359,450」に訂正

「発行諸費用の概算額（円）」の欄：「50,000,000」を「11,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「7,172,457,655」を「1,583,359,450」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,583百万円に、海外販売の手取概算額5,819百万円及び本第三者割当増資の手取概算額上限3,043百万円を合わせた、手取概算額合計上限10,445百万円については、以下に充当する予定であります。

- ① 競争力の継続的な向上・維持を図っていく上では、新サービスの企画開発及び社外のパートナーとの業務提携が重要な戦略となるものと考えております。これらの戦略をスピード感をもって実行していくためには優秀な人材を確保していくことが必要不可欠であります。そのための人員費として、5,813百万円（2021年12月期：66百万円、2022年12月期：1,068百万円、2023年12月期：1,808百万円、2024年12月期：2,871百万円）を充当する予定であります。
- ② 人員増加に伴い、必然的に必要となるオフィススペース拡張に係る費用として2,157百万円（2021年12月期：32百万円、2022年12月期：26百万円、2023年12月期：62百万円、2024年12月期：2,037百万円）を充当する予定であります。
- ③ 当社及びクラウドカメラ、サービスの認知度には依然として伸長の余地があるものと考えております。従いまして、当社及び当社サービスの認知度向上のための広告宣伝費として1,960百万円（2021年12月期：240百万円、2022年12月期：409百万円、2023年12月期：569百万円、2024年12月期：742百万円）を充当する予定であります。
- ④ 借入金の返済資金として338百万円（2021年12月期：231百万円、2022年12月期：1百万円、2023年12月期：106百万円）を充当する予定であります。
- ⑤ 高い成長を実現するために将来的な海外展開準備資金として177百万円（2022年12月期：20百万円、2023年12月期：20百万円、2024年12月期：137百万円）を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年9月17日に決定された引受価額（2,259,90円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,430円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「5,711,000」を「1,221,100」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「13,449,405,000」を「2,967,273,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「5,711,000」を「1,221,100」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「13,449,405,000」を「2,967,273,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式5,711,000株のうちの一部が、SMB C 日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）されます。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。）される株数（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）であり、海外販売株数は4,489,900株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。

なお、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP、Tybourne Equity Master Fund及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する株式数が含まれます。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

8. 売出価額の総額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「2,430」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「2,259.90」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき2,430」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数		
<u>SMB C 日興証券株式会社</u>		<u>3,826,800株</u>
<u>みずほ証券株式会社</u>		<u>1,313,500株</u>
<u>東海東京証券株式会社</u>		<u>171,300株</u>
<u>野村證券株式会社</u>		<u>114,200株</u>
<u>株式会社 SBI 証券</u>		<u>85,600株</u>
<u>大和証券株式会社</u>		<u>85,600株</u>
<u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</u>		<u>28,500株</u>
<u>楽天証券株式会社</u>		<u>28,500株</u>
<u>いちよし証券株式会社</u>		<u>28,500株</u>
<u>丸三証券株式会社</u>		<u>28,500株</u>

引受人が全株買取引受けを行います。各金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき170.10円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2021年9月17日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,182,311,500」を「3,283,659,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,182,311,500」を「3,283,659,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果行われる、SMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しえあります。

オーバーアロットメントによる売出しに關しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,430」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき2,430」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

1. 本募集における海外販売に関する事項

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

2,592,200株

（注）1. 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2021年9月17日に決定されました。

2. 上記発行数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親受け）について」に記載の当社が指定する販売先（親受け先）のうち、Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP、Tybourne Equity Master Fund及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する予定の株式数（以下「海外販売親受け株数」と総称する。）1,506,200株が含まれます。従いまして、親受け先以外に販売される本募集における海外販売株数は、海外販売親受け株数1,506,200株を除く、1,086,000株となります。

(3) 本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

1株につき2,430円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

1株につき1,938円

（注）前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2021年9月17日に決定された発行価格（2,430円）、引受価額（2,259,90円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

1株につき1,129,95円

(注) の全文削除

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

5,023,683,600円

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

2,929,056,390円

(注) 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額あります。

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 5,858,112,780円

発行諸費用の概算額 39,000,000円

差引手取概算額 5,819,112,780円

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

4,489,900株

(注) 1. 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2021年9月17日に決定されました。

2. 上記売出数には、海外販売親引け株数2,609,000株が含まれます。従いまして、親引け先以外に販売される引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、海外販売親引け株数2,609,000株を除く、1,880,900株となります。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

1株につき2,430円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

1株につき2,259.90円

(注) の全文削除

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

10,910,457,000円

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）1,351,300株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2021年10月27日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2021年10月27までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2021年8月25日及び2021年9月9日開催の取締役会において決議し、2021年9月17日に決定した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,351,300株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,938円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。 (注)
(4)	払込期日	2021年11月1日 (月)

(注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2021年9月17日に決定いたしました。

6 当社指定販売先への売付け（親受け）について

(1) 親受け先の状況等

＜欄内の記載の訂正＞

「Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP」の「d. 親受けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、877,100株を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）」を「当社普通株式823,000株」に訂正

「Tybourne Equity Master Fund」の「d. 親受けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、1,315,800株を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）」を「当社普通株式1,234,600株」に訂正

「Janchor Partners Pan-Asian Master Fund」の「d. 親受けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、2,192,900株を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）」を「当社普通株式2,057,600株」に訂正

「東京都品川区西五反田一丁目5番1号 セーフィー従業員持株会（理事長 吉田 紀行）」の「d. 親受けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、46,000株を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）」を「当社普通株式43,100株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2021年9月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(2,430円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	15,376,000 (1,226,000)	29.27 (2.33)	14,475,000 (1,226,000)	25.93 (2.20)
下崎 守朗	東京都品川区	6,542,000 (542,000)	12.45 (1.03)	6,160,000 (542,000)	11.03 (0.97)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	5,800,000	11.04	4,640,000	8.31
森本 数馬	神奈川県川崎市幸区	4,562,000 (542,000)	8.68 (1.03)	4,306,000 (542,000)	7.71 (0.97)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	3,250,000	6.19	2,600,000	4.66
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南二丁目16番6号	3,250,000	6.19	2,600,000	4.66
<u>31 VENTURES</u> － <u>グローバル・ブレイングロース</u> I 合同会社	<u>東京都中央区日本橋一丁目4番1号</u>	<u>2,600,000</u>	<u>4.95</u>	<u>2,080,000</u>	<u>3.73</u>
<u>Janchor Partners Pan-Asian Master Fund</u>	<u>Registered office: One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands</u>	=	=	<u>2,057,600</u>	<u>3.69</u>
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	2,400,000	4.57	1,920,000	3.44
Tybourne Equity Master Fund	c/o Maples Corporate Services, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	—	—	<u>1,234,600</u>	<u>2.21</u>
Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP	c/o Maples Corporate Services, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	—	—	<u>823,000</u>	<u>1.47</u>
計	—	43,780,000 (2,310,000)	83.34 (4.40)	<u>42,896,200</u> (2,310,000)	<u>76.83</u> (4.14)

＜欄外注記の訂正＞

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2021年8月25日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘査した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年9月

(第2回訂正分)

セーフィー株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年9月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月25日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年8月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集3,297,700株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2021年9月9日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し7,062,300株（引受人の買取引受による売出し5,711,000株・オーバーアロットメントによる売出し1,351,300株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 2021年8月25日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式3,297,700株のうちの一部が、SMB C 日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2021年9月17日）に決定されます。なお、本募集における海外販売株数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP、Tybourne Equity Master Fund及びJanctor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する予定の株式数が含まれます。

本募集における海外販売に關しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2021年9月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2021年9月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額1,938円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「3,496,221,540」を「3,611,228,828」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「3,496,221,540」を「3,611,228,828」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
6. 仮条件（2,280円～2,430円）の平均価格（2,355円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は7,766,083,500円となります。

3 【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,938」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,280円以上2,430円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年9月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（1,938円）及び2021年9月17日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,938円）を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「SMB C日興証券株式会社2,209,400、みずほ証券株式会社758,500、東海東京証券株式会社98,900、野村證券株式会社65,900、株式会社SBI証券49,500、大和証券株式会社49,500、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社16,500、楽天証券株式会社16,500、いちよし証券株式会社16,500、丸三証券株式会社16,500」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 上記各引受人の引受株式数には、海外販売株数が含まれます。

5 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「6,992,443,080」を「7,222,457,655」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「6,942,443,080」を「7,172,457,655」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,280円～2,430円）の平均価格（2,355円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額7,172百万円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限2,949百万円を合わせた、手取概算額合計上限10,121百万円については、以下に充当する予定であります。

- ① 競争力の継続的な向上・維持を図っていく上では、新サービスの企画開発及び社外のパートナーとの業務提携が重要な戦略となるものと考えております。これらの戦略をスピード感をもって実行していくためには優秀な人材を確保していくことが必要不可欠であります。そのための人件費として、5,520百万円（2021年12月期：66百万円、2022年12月期：1,068百万円、2023年12月期：1,729百万円、2024年12月期：2,657百万円）を充当する予定であります。
- ② 人員増加に伴い、必然的に必要となるオフィススペース拡張に係る費用として2,157百万円（2021年12月期：32百万円、2022年12月期：26百万円、2023年12月期：62百万円、2024年12月期：2,037百万円）を充当する予定であります。
- ③ 当社及びクラウドカメラ、サービスの認知度には依然として伸長の余地があるものと考えております。従いまして、当社及び当社サービスの認知度向上のための広告宣伝費として1,929百万円（2021年12月期：240百万円、2022年12月期：409百万円、2023年12月期：569百万円、2024年12月期：711百万円）を充当する予定であります。
- ④ 借入金の返済資金として338百万円（2021年12月期：231百万円、2022年12月期：1百万円、2023年12月期：106百万円）を充当する予定であります。
- ⑤ 高い成長を実現するために将来的な海外展開準備資金として177百万円（2022年12月期：20百万円、2023年12月期：20百万円、2024年12月期：137百万円）を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「13,021,080,000」を「13,449,405,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「13,021,080,000」を「13,449,405,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式5,711,000株のうちの一部が、SMB C 日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。）される株数（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）の上限です。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2021年9月17日）に決定されます。

なお、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP、Tybourne Equity Master Fund及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する予定の株式数が含まれます。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

8. 売出価額の総額は、仮条件（2,280円～2,430円）の平均価格（2,355円）で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3 【売出株式（オーバークロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,080,964,000」を「3,182,311,500」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,080,964,000」を「3,182,311,500」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

5. 売出価額の総額は、仮条件（2,280円～2,430円）の平均価格（2,355円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

1. 本募集における海外販売に関する事項

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

＜注記の訂正＞

2. 上記発行数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP、Tybourne Equity Master Fund及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する予定の株式数（以下「海外販売親引け株数」と総称する。）が含まれます。従いまして、親引け先以外に販売される本募集における海外販売株数は、海外販売親引け株数を除く本募集の発行株数の範囲内で決定いたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

1株につき1,938円

（注）前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2021年9月17日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

（注）1. の番号及び2. の全文削除

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバークロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2021年8月25日及び2021年9月9日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,351,300株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,938円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）
(4)	払込期日	2021年11月1日（月）

（注）割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2021年9月17日に決定します。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

5 ロックアップについて

（省略）

また、親引け先は、共同主幹事会社に対し、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の2022年3月27日までの期間中は、継続して所有する旨を約束する書面を差し入れております。

（省略）

6 当社指定販売先への売付け（親受け）について

当社は、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、当社が指定する販売先（親受け先）への販売を引受人に要請し、引受人は当該要請を受け販売する予定です。当社が指定する販売先（親受け先）・株式数・目的は下表に記載の通りです。下表に記載の Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP、Tybourne Equity Master Fund 及び Janchor Partners Pan-Asian Master Fund に対して引受人が販売する予定の株式数は、前期「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について 1. 本募集における海外販売に関する事項 (2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）」及び「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について 2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項 (2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）」に含まれます。

なお、親受けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

当社が引受人に要請し、引受人が当該要請を受け販売する予定の指定販売先（親受け先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親受け先の状況等

a. 親受け先の概要	名称	<u>Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP</u>
	所在地	<u>c/o Maples Corporate Services, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands</u>
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組合員又はこれに類する者	上記ファンドへ投資助言を行う者 名称 Tybourne Capital Management (HK) Limited 所在地 30/F AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong 代表者 Viswanathan Krishnan, Director 上記ファンドの運用を行う者 名称 Tybourne Capital Management Limited 所在地 c/o Maples Corporate Services, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands 代表者 Viswanathan Krishnan, Director
b. 当社と親受け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親受け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d. 親受けしようとする株式の数		未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、 <u>877,100株</u> を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）
e. 株券等の保有方針		中長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親受け先が親受け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親受け先の実態		<u>当社は親受け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を上記ファンドへ投資助言を行う者又は上記ファンドの運用を行う者の役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。</u>

(注) 1. の全文削除

<u>a. 親引け先の概要</u>	名称	<u>Tybourne Equity Master Fund</u>
	所在地	<u>c/o Maples Corporate Services, P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands</u>
	組成目的	<u>有価証券並びに出資持分の取得及び保有</u>
	<u>業務執行組合員又は これに類する者</u>	<p><u>上記ファンドへ投資助言を行う者</u> <u>名称</u> <u>Tybourne Capital Management (HK) Limited</u> <u>所在地</u> <u>30/F AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong</u> <u>代表者</u> <u>Viswanathan Krishnan, Director</u></p> <p><u>上記ファンドの運用を行う者</u> <u>名称</u> <u>Tybourne Capital Management Limited</u> <u>所在地</u> <u>c/o Maples Corporate Services, P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands</u> <u>代表者</u> <u>Viswanathan Krishnan, Director</u></p>
<u>b. 当社と親引け先 との関係</u>	出資関係	<u>該当事項はありません。</u>
	人事関係	<u>該当事項はありません。</u>
	資金関係	<u>該当事項はありません。</u>
	技術又は取引関係	<u>該当事項はありません。</u>
<u>c. 親引け先の選定理由</u>	<u>当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため</u>	
<u>d. 親引けしようとする株式の数</u>	<u>未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、1,315,800株を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）</u>	
<u>e. 株券等の保有方針</u>	<u>中長期保有の見込みであります。</u>	
<u>f. 払込みに要する資金等の状況</u>	<u>当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。</u>	
<u>g. 親引け先の実態</u>	<u>当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を上記ファンドへ投資助言を行う者又は上記ファンドの運用を行う者の役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。</u>	

a. 親引け先の概要	名称	Janchor Partners Pan-Asian Master Fund
	所在地	Registered office : One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組合員又は これに類する者	名称 Janchor Partners Limited 所在地 1608 One Exchange Square, Central, Hong Kong 代表者 John Ho, Director
b. 当社と親引け先 との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d. 親引けしようとする株式の数		未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、 <u>2,192,900株</u> を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）
e. 株券等の保有方針		中長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員の役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

a. 親引け先の概要	東京都品川区西五反田一丁目5番1号 セーフィー従業員持株会（理事長 吉田 紀行）
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	当社の従業員の福利厚生のため
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、 <u>46,000株</u> を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<u>氏名又は名称</u>	<u>住所</u>	<u>所有株式数 (株)</u>	<u>株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)</u>	<u>本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数（株）</u>	<u>本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)</u>
佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	15,376,000 (1,226,000)	29.27 (2.33)	14,475,000 (1,226,000)	25.93 (2.20)
下崎 守朗	東京都品川区	6,542,000 (542,000)	12.45 (1.03)	6,160,000 (542,000)	11.03 (0.97)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	5,800,000	11.04	4,640,000	8.31
森本 数馬	神奈川県川崎市幸区	4,562,000 (542,000)	8.68 (1.03)	4,306,000 (542,000)	7.71 (0.97)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	3,250,000	6.19	2,600,000	4.66
キヤノンマークティングジャパン株式会社	東京都港区港南二丁目16番6号	3,250,000	6.19	2,600,000	4.66
Janchor Partners Pan-Asian Master Fund	Registered office: One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	=	=	2,192,900	3.93
31 VENTURES-グローバル・ブレイングロースト合同会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	2,600,000	4.95	2,080,000	3.73
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	2,400,000	4.57	1,920,000	3.44
Tybourne Equity Master Fund	c/o Maples Corporate Services, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	=	=	1,315,800	2.36
Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP	c/o Maples Corporate Services, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	=	=	877,100	1.57
計	二	43,780,000 (2,310,000)	83.34 (4.40)	43,166,800 (2,310,000)	77.32 (4.14)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2021年8月25日現在のものであります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2021年8月25日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（Tybourne Strategic Opportunities Fund II LP877,100株、Tybourne Equity Master Fund1,315,800株、Janchor Partners Pan-Asian Master Fund2,192,900株及びセーフィー従業員持株会46,000株として算出）を勘査した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出日論見書の訂正事項分

2021年8月
(第1回訂正分)

セーフィー株式会社

「第一部 証券情報」の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年8月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、公募による募集株式の発行及び株式売出しの件に関して、親引け予定先から当該有価証券届出書の記載内容をもって親引けの意向を判断する旨の方針を確認しており、2021年8月26日付をもって親引け予定先の意向が確認できたため、投資判断に影響の与え得る事象を速やかに開示する必要があると考え、これに関連する事項を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

5 ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対し、当該親引けにより取得した当社普通株式について、仮込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の2022年3月27日までの期間中は、継続して所有する旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、

「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

6 当社指定販売への売付け（親引け）について

(省略)

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

当社が引受人に要請し、引受人が当該要請を受け販売する予定の指定販売先（親引け先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

<u>a. 親引け先の概要</u>	<u>名称</u>	<u>Tybourne Capital Management (HK) Limitedが投資助言を行い、ケイマン法人のTybourne Capital Management Limitedが運用しているファンド</u> <u>(注) 1</u>
	<u>所在地</u>	<u>未定</u>
	<u>組成目的</u>	<u>有価証券並びに出資持分の取得及び保有</u>
	<u>業務執行組合員又は これに類する者</u>	<u>上記ファンドへ投資助言を行う者</u> <u>名称 Tybourne Capital Management (HK) Limited</u> <u>所在地 30/F AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong</u> <u>代表者 Viswanathan Krishnan, Director</u> <u>上記ファンドの運用を行う者</u> <u>名称 Tybourne Capital Management Limited</u> <u>所在地 c/o Maples Corporate Services, PO Box 309, Ugland House,</u> <u>Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands</u> <u>代表者 Viswanathan Krishnan, Director</u>

<u>b. 当社と親引け先との関係</u>	<u>出資関係</u>	該当事項はありません。
	<u>人事関係</u>	該当事項はありません。
	<u>資金関係</u>	該当事項はありません。
	<u>技術又は取引関係</u>	該当事項はありません。
<u>c. 親引け先の選定理由</u>		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
<u>d. 親引けしようとする株式の数</u>		未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、取得金額5,000百万円に相当する株式数を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）
<u>e. 株券等の保有方針</u>		中長期保有の見込みであります。
<u>f. 払込みに要する資金等の状況</u>		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
<u>g. 親引け先の実態</u>		未定

(注) 1. 上記親引け先となるファンドは複数となる可能性があり、2021年9月9日に決定される予定です。なお、親引け先となるそれぞれのファンドへの親引けしようとする株式の数は、上記表の「d. 親引けしようとする株式の数」の範囲内で、それぞれの取得する株式数の上限が2021年9月9日に決定されます。

<u>a. 親引け先の概要</u>	<u>名称</u>	Janchor Partners Pan-Asian Master Fund
	<u>所在地</u>	Registered office : One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	<u>組成目的</u>	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	<u>業務執行組合員又はこれに類する者</u>	名称 Janchor Partners Limited 所在地 1608 One Exchange Square, Central, Hong Kong 代表者 John Ho, Director
<u>b. 当社と親引け先との関係</u>	<u>出資関係</u>	該当事項はありません。
	<u>人事関係</u>	該当事項はありません。
	<u>資金関係</u>	該当事項はありません。
	<u>技術又は取引関係</u>	該当事項はありません。
<u>c. 親引け先の選定理由</u>		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
<u>d. 親引けしようとする株式の数</u>		未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、取得金額5,000百万円に相当する株式数を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）
<u>e. 株券等の保有方針</u>		中長期保有の見込みであります。
<u>f. 払込みに要する資金等の状況</u>		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
<u>g. 親引け先の実態</u>		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員の役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

<u>a. 親引け先の概要</u>	東京都品川区西五反田一丁目5番1号 セーフィー従業員持株会（理事長 吉田 紀行）
<u>b. 当社と親引け先との関係</u>	当社の従業員持株会であります。
<u>c. 親引け先の選定理由</u>	当社の従業員の福利厚生のため
<u>d. 親引けしようとする株式の数</u>	未定（「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、取得金額165百万円に相当する株式数を上限として、2021年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定です。）
<u>e. 株券等の保有方針</u>	長期保有の見込みであります。
<u>f. 払込みに要する資金等の状況</u>	払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
<u>g. 親引け先の実態</u>	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「5 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（2021年9月17日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(5) その他参考になる事項

該当事項はありません。



safie

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年8月

セーフィー株式会社



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式6,390,942千円（見込額）の募集及び株式13,021,080千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式3,080,964千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年8月25日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

セーフィー株式会社

東京都品川区西五反田一丁目5番1号

ビジョン 「映像から未来をつくる」

当社は「映像から未来をつくる」というビジョンを掲げ、社会のために誰もが活用できるクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」を開発・提供しております。「Safie」が映像、クラウド、そしてAI技術を駆使し、世界中のカメラの映像をクラウド化し、カメラをはじめとしたあらゆる映像デバイスとインターネットを繋ぎデータ化することで、一人一人の日々の意思決定を迅速にかつ効果的に行うことができる世界の実現を目指しております。

また映像データを活用し、様々な産業のデジタルトランスフォーメーションを支援してまいります。



At a Glance

ARR ^{※1}
4,549 百万円
(2021年6月末)

直販NRR ^{※3}
138%
(2020年12月期)



※1 ARR : Annual Recurring Revenue。各四半期末時点の MRR (Monthly Recurring Revenue) を 12 倍して算出。MRR は対象月の月末時点における継続課金顧客に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）

※2 各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数

※3 NRR : Net Revenue Retention。直販 NRR は、「2019 年 12 月末時点における直販課金顧客から生じる 2020 年 12 月末時点における直販 MRR」を「2019 年 12 月末時点の直販 MRR」で除して算出（販売パートナーからの MRR は含まない）。なお、販売パートナーの NRR は 308%（「2019 年 12 月末時点における販売パートナーから生じる 2020 年 12 月末時点における MRR」を「2019 年 12 月末時点の販売パートナーから生じる MRR」で除して算出）

※4 出所:Techno Systems Research Co.,Ltd「ネットワークカメラのクラウド録画サービス市場調査」。クラウドモニタリング・録画サービスの定義は、ネットワークカメラを利用したクラウドサービスであり、モニタリングもしくは録画サービス機能を提供している有料サービス。OEM 提供を含むカメラ登録台数ベース

当社製品・サービスの特徴



高画質



高セキュリティ



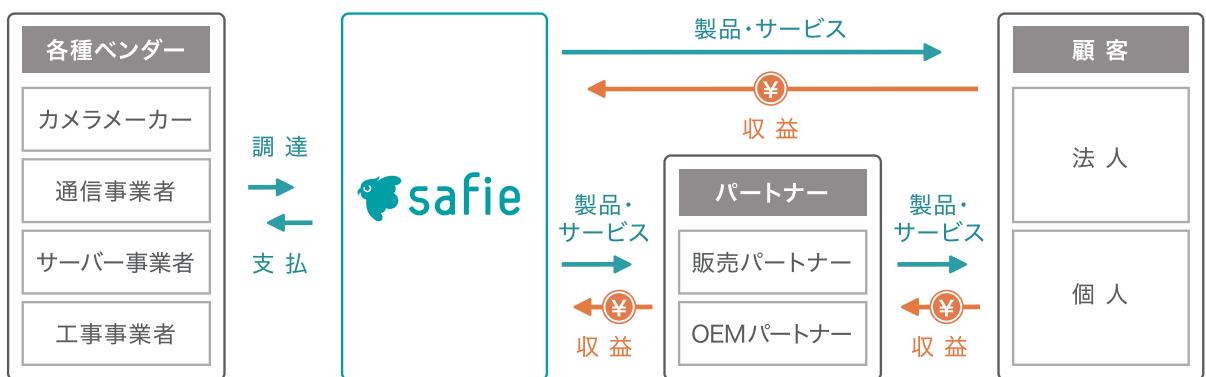
低価格



「Safie」は従来の監視カメラサービスに比べ、高画質、高セキュリティで低価格なサービスとして、多様な用途で様々な業界の顧客に活用いただいております。

当社は顧客から膨大な録画映像を預かっており、これをお客様の同意のもとに様々な新サービスの開発検討に活かすことができます。

事業系統図



¥

スポット収益（カメラ販売等）

¥

リカーリング収益（クラウドへの映像データ保存・閲覧やアプリ利用等の月額課金）

昨今の社会環境と映像プラットフォーム



我が国では、生産年齢人口の減少が見込まれ、また、2017年3月に政府が働き方改革実行計画を発表するなど、労働生産性の向上が要求される局面を迎えております。このような環境下において、監視や検知などにおけるカメラ活用や映像分析が広がりを見せております。また新型コロナウイルスの影響もあり、遠隔臨店、遠隔臨場などの現場の見える化や、現場のオペレーションをデジタルトランスフォーメーションして効率化していくという新しいニーズが広がっております。さらに様々な産業において、大容量の映像をAIで分析する動きが活発になっており映像プラットフォームの活用余地が広がっております。

今後の成長余地

グローバル

監視 / モニタリング
カメラ総稼働台数 ^{※2}

約4億台
(2024年予想)

国内

監視 / モニタリング
カメラ総稼働台数 ^{※2}

約660万台
(2024年予想)

課金カメラ台数 ^{※1}

safie 12.9万台
(2021年6月末)

※1 各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数

※2 出所：矢野経済研究所「2020年度版監視カメラ市場予測と次世代戦略」、及び、同資料を基に一定の仮定を置いて算出した当社試算値(国内の総稼働台数：監視 / モニタリングカメラの使用年数を5~7年と仮定しつつ、取材で得た情報を基に算出された矢野経済研究所の推計値。グローバル総稼働台数：国内の総稼働台数に係る矢野経済研究所の算出方法を参考に、その年を含む過去5年間の出荷台数の合計値として算出した当社試算値)。

活用事例① 焼肉ライク



「焼肉ライク」では全店舗にセーフィー対応カメラを導入。注文から3分以内にメニューの提供を行うオペレーションや接客の改善のために映像を活用いただいている。

活用事例② 大和ハウス



全国に設置した「スマートコントロールセンター」で、全国各地の戸建住宅の施工現場の状況を、定点カメラ、ウェアラブルカメラで撮影。映像データやセンサーなどから得たデータを一元管理し、移動・作業時間短縮と施工品質の維持の両立に活用いただいております。

ユーザー企業

小売・飲食・サービス



建築



インフラ



金融



製造



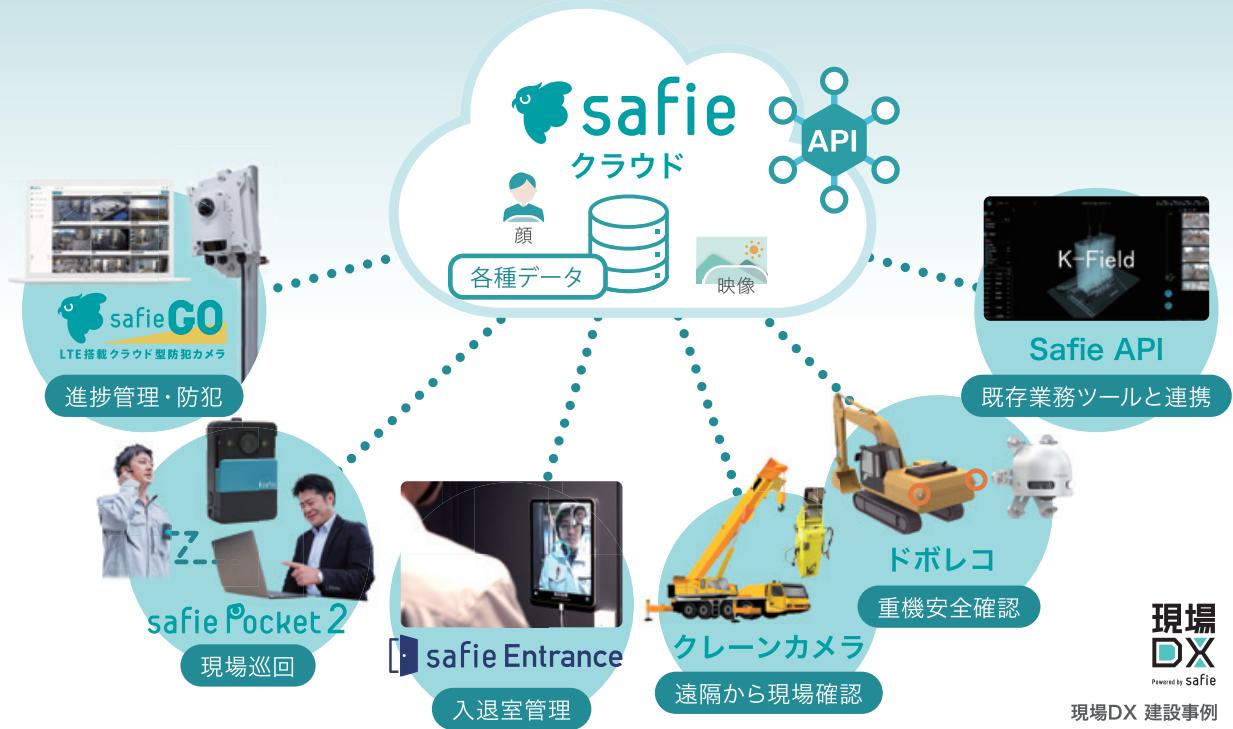
不動産



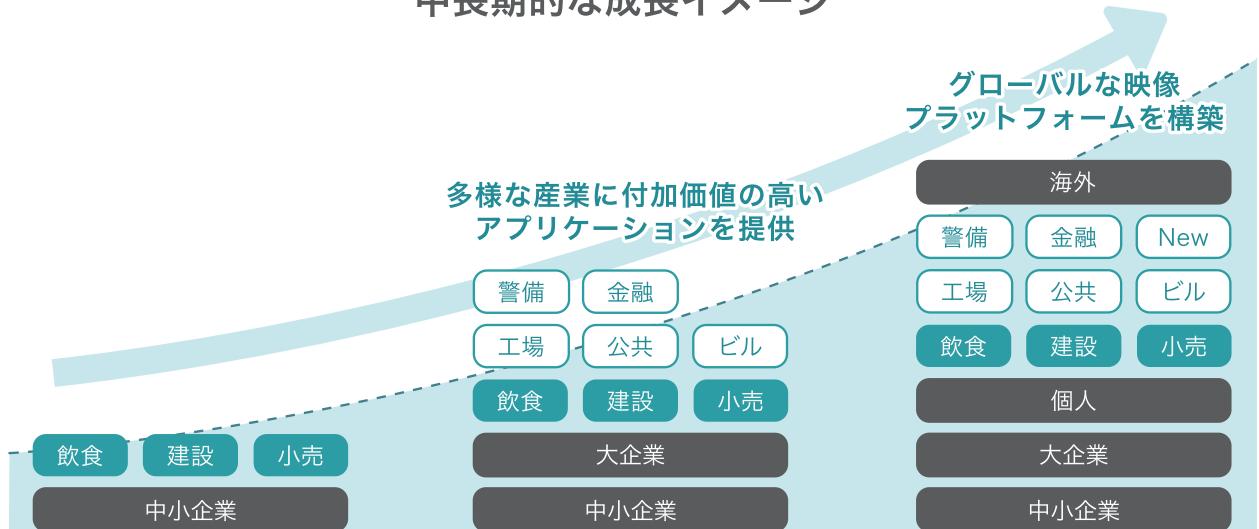
Panasonic Homes

現場ごとの ソリューション/アプリケーションを増やし、 対象となる業界を広げて成長を加速させていく

現場ごとのソリューションの広がり



中長期的な成長イメージ



業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回 次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第2四半期
決 算 年 月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年6月
売上高	26,442	138,306	290,347	600,079	1,957,541	5,047,642	3,808,826
経常利益又は経常損失(△)	△77,698	△79,506	△180,049	△234,920	△495,219	△97,204	88,574
当期純損失(△)又は四半期純利益	△77,988	△79,796	△180,339	△278,728	△495,587	△99,494	86,823
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—	—
資本金	57,750	57,750	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	31,860	31,860	40,420	40,420	45,850	45,850	45,850,000
純資産額	2,245	△77,550	792,110	513,382	2,195,123	2,095,628	2,182,451
総資産額	59,737	166,811	1,033,861	864,022	2,975,000	3,093,360	3,336,055
1株当たり純資産額 (円)	70.48	△2,434.10	19,596.99	12,701.19	47.76	45.59	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期純損失(△)又は1株当たり四半期純利益 (円)	△2,447.85	△2,504.59	△4,985.46	△6,895.80	△11.91	△2.17	1.89
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.8	△46.5	76.6	59.4	73.6	67.6	65.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△779,337	△317,739	87,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△35,677	△188,088	△57,599
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	2,289,569	△44,408	△21,675
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	—	2,090,332	1,540,096	1,548,821
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	7 (1)	11 (2)	19 (5)	39 (6)	94 (5)	135 (3)	— (-)

(注)1.当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2.売上高には、消費税等は含まれておりません。

3.持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5.1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6.潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

7.第2期から第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

8.株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

9.第2期から第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

10.第5期は、決算期変更により、2018年4月から2018年12月までの9ヶ月間となっております。

11.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

12.当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われると仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失又は1株当たり四半期純利益を算定しております。

13.当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

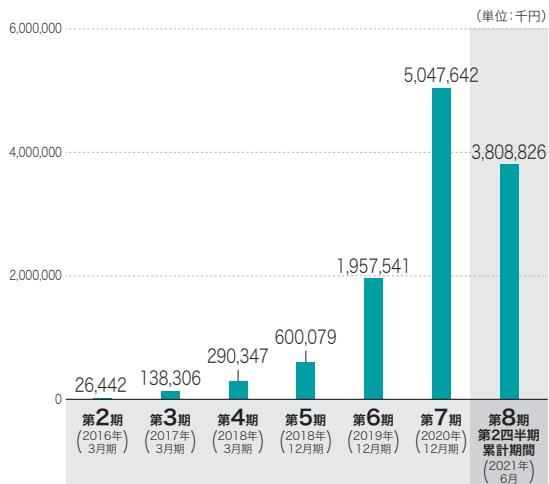
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現、日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われると仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第2期、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。

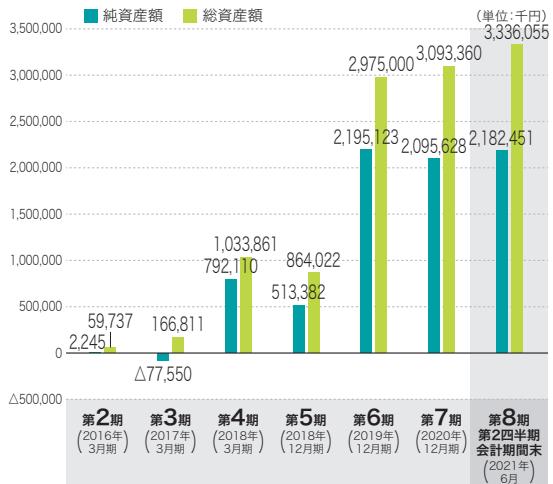
回 次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第2四半期
決 算 年 月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年6月
1株当たり純資産額 (円)	0.07	△2.43	19.60	12.70	47.76	45.59	—
1株当たり当期純損失(△)又は1株当たり四半期純利益 (円)	△2.45	△2.50	△4.99	△6.90	△11.91	△2.17	1.89
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)						

14.第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第8期第2四半期の四半期財務諸表については「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あづさ監査法人により監査及び四半期レビューを受けております。なお、第2期、第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。

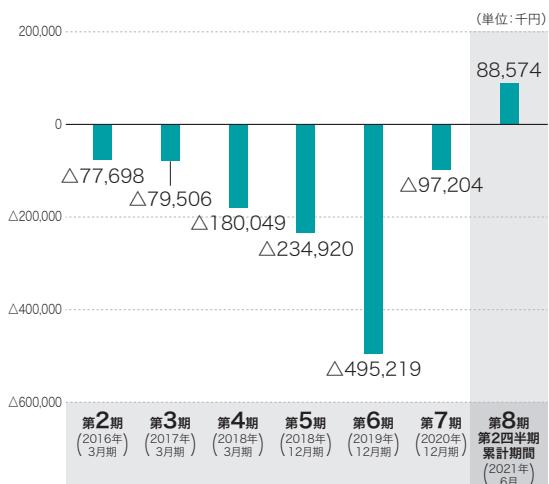
● 売上高



● 純資産額／総資産額



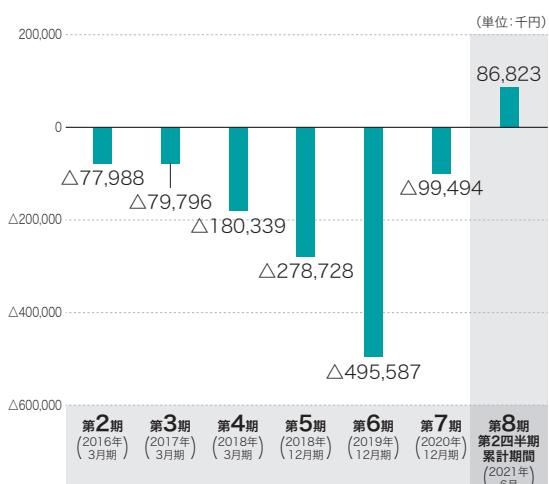
● 経常利益又は経常損失(△)



● 1株当たり純資産額



● 当期純損失(△)又は四半期純利益



● 1株当たり当期純損失(△)又は 1株当たり四半期純利益



(注)当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますので、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	17
第1 企業の概況	17
1. 主要な経営指標等の推移	17
2. 沿革	19
3. 事業の内容	20
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	23
第2 事業の状況	24
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
2. 事業等のリスク	31
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	36
4. 経営上の重要な契約等	40
5. 研究開発活動	41
第3 設備の状況	42
1. 設備投資等の概要	42
2. 主要な設備の状況	43
3. 設備の新設、除却等の計画	44
第4 提出会社の状況	45
1. 株式等の状況	45
2. 自己株式の取得等の状況	81
3. 配当政策	81
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	82

第5 経理の状況	93
1. 財務諸表等	94
(1) 財務諸表	94
(2) 主な資産及び負債の内容	150
(3) その他	153
第6 提出会社の株式事務の概要	154
第7 提出会社の参考情報	155
1. 提出会社の親会社等の情報	155
2. その他の参考情報	155
第四部 株式公開情報	156
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	156
第2 第三者割当等の概況	158
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	158
2. 取得者の概況	161
3. 取得者の株式等の移動状況	165
第3 株主の状況	166
[監査報告書]	168

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年8月25日	
【会社名】	セーフィー株式会社	
【英訳名】	Safie Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐渡島 隆平	
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目5番1号	
【電話番号】	03-6372-1276	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 兼 CFO 古田 哲晴	
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目5番1号	
【電話番号】	03-6372-1276	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 兼 CFO 古田 哲晴	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、S M B C 日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をそれぞれご参照ください。	6,390,942,600円 13,021,080,000円 3,080,964,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	3,297,700（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 2021年8月25日開催の取締役会決議によっております。

2. 2021年8月25日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式3,297,700株のうちの一部が、SMB C 日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行株数については、2021年9月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2021年9月17日）に決定されます。

なお、本募集における海外販売株数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Capital Management (HK) Limited が投資助言を行い、ケイマン法人のTybourne Capital Management Limitedが運用しているファンド及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する予定の株式数が含まれます。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集並びに2021年8月25日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、1,351,300株を上限として、SMB C 日興証券株式会社が当社株主である佐渡島隆平（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2021年8月25日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出とは別に、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式1,351,300株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

2021年9月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2021年9月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	3,297,700	6,390,942,600	3,496,221,540
計（総発行株式）	3,297,700	6,390,942,600	3,496,221,540

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2021年9月9日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2021年9月17日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,280円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は7,518,756,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年9月21日(火) 至 2021年9月27日(月)	未定 (注) 4	2021年9月28日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2021年9月9日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年9月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年9月9日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2021年9月17日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2021年9月17日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年9月29日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2021年9月10日から2021年9月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回する事が可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番10号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		1. 買取引受けによります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
いよいし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6号		
計	—	3,297,700	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、2021年9月9日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（2021年9月17日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,992,443,080	50,000,000	6,942,443,080

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,280円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額6,942百万円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限2,855百万円を合わせた、手取概算額合計上限9,797百万円については、以下に充当する予定であります。

- ① 競争力の継続的な向上・維持を図っていく上では、新サービスの企画開発及び社外のパートナーとの業務提携が重要な戦略となるものと考えております。これらの戦略をスピード感をもって実行していくためには優秀な人材を確保していくことが必要不可欠であります。そのための人員費として、5,335百万円（2021年12月期：60百万円、2022年12月期：972百万円、2023年12月期：1,646百万円、2024年12月期：2,657百万円）を充当する予定であります。
- ② 人員増加に伴い、必然的に必要となるオフィススペース拡張に係る費用として2,157百万円（2021年12月期：32百万円、2022年12月期：26百万円、2023年12月期：62百万円、2024年12月期：2,037百万円）を充当する予定であります。
- ③ 当社及びクラウドカメラ、サービスの認知度には依然として伸長の余地があるものと考えております。従いまして、当社及び当社サービスの認知度向上のための広告宣伝費として1,819百万円（2021年12月期：218百万円、2022年12月期：372百万円、2023年12月期：518百万円、2024年12月期：711百万円）を充当する予定であります。
- ④ 借入金の返済資金として309百万円（2021年12月期：210百万円、2022年12月期：2百万円、2023年12月期：97百万円）を充当する予定であります。

⑤ 高い成長を実現するために将来的な海外展開準備資金として177百万円（2022年12月期：20百万円、2023年12月期：20百万円、2024年12月期：137百万円）を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年9月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	5,711,000	東京都品川区東品川四丁目12番3号 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 1,160,000株 神奈川県逗子市 佐渡島 隆平 901,000株 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス株式会社 650,000株 東京都港区港南二丁目16番6号 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 650,000株 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 31 VENTURES－グローバル・ブレイン－グロースI 合同会社 520,000株 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 関西電力株式会社 480,000株 東京都品川区 下崎 守朗 382,000株 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 株式会社ティーガイア 360,000株 神奈川県川崎市幸区 森本 数馬 256,000株 東京都港区赤坂一丁目12番32号 NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合 100,000株 東京都港区港南二丁目15番3号 価値共創ベンチャー有限責任事業組合 61,000株

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
			東京都中央区八重洲一丁目3番4号 S M B C ベンチャーキャピタル産学連携1号投資事業有限責任組合 50,000株
			大阪府大阪市天王寺区 岩田 耕一 30,000株
			神奈川県鎌倉市 宍戸 幹央 30,000株
			大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合 25,000株
			福岡県福岡市中央区 佐渡島 康平 16,000株
			東京都江東区 林 数馬 15,000株
			東京都文京区 三宅 圭一 15,000株
			東京都世田谷区 梶原 正輝 5,000株
			東京都世田谷区 近江 昌彦 3,000株
			兵庫県神戸市中央区 岸田 雄一 2,000株
計(総売出株式)	—	5,711,000	13,021,080,000
			—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式5,711,000株のうちの一部が、S M B C 日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。）される株数（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）の上限です。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2021年9月17日）に決定されます。

なお、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Capital Management (HK) Limited が投資助言を行い、ケイマン法人のTybourne Capital

Management Limitedが運用しているファンド及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する予定の株式数が含まれます。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部を、「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）として要請し、引受人は当該要請を受け販売する予定です。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
7. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
8. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,280円）で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 9月21日(火) 至 2021年 9月27日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5 番1号 みずほ証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁 目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
						東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号 楽天証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号 いちよし証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目 3 番 6 丸三証券株式会社	

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2021年9月17日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,351,300	3,080,964,000 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	1,351,300	3,080,964,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,280円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2021年9月21日(火) 至 2021年9月27日(月)	100	未定 (注) 1	SMB C 日興証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. SMB C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「[第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、共同主幹事会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、共同主幹事会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

（注）1. 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2021年9月17日）に決定されます。

2. 上記発行数には、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け（親引け）について」に記載の当社が指定する販売先（親引け先）のうち、Tybourne Capital Management (HK) Limited が投資助言を行い、ケイマン法人のTybourne Capital Management Limitedが運用しているファンド及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受人が販売する予定の株式数（以下「海外販売親引け株数」と総称する。）が含まれます。従いまして、親引け先以外に販売される本募集における海外販売株数は、海外販売親引け株数を除く本募集の発行株数の範囲内で決定いたします。

(3) 本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

未定

（注）1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。

2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

（注）1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2021年9月17日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定

（注）本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を共同主幹事会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2021年9月28日（火）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 1. 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2021年9月17日）に決定されます。

2. 上記売出数には、海外販売親引け株数が含まれます。従いまして、親引け先以外に販売される引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、海外販売親引け株数を除く引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で決定いたします。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

(注) 1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

(注) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を共同主幹事会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日

2021年9月29日（水）

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,351,300株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2021年10月27日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2021年10月27までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、そ

の結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2021年9月17日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2021年8月25日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,351,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2021年11月1日（月）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件

（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2021年9月9日開催予定の取締役会において決定します。

2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2021年9月17日に決定します。

5 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに關し、貸株人かつ売出人である佐渡島隆平、売出人である下崎守朗、森本数馬、岩田耕一、宍戸幹央、佐渡島庸平、林数馬、三宅圭一、梶原正輝、近江昌彦及び岸田雄一、当社株主である古田哲晴、小室秀明、須田将啓、藤井真人、鈴木竜太、大重俊輔、横堀雅之、藤木麻那、池田和志、加藤史子、岩田彰一郎、杉澤奈津紀、富田直紀、大場悠介及び廣崎圭祐並びに当社新株予約権者である株式会社MBS、菊池諒平、鈴木貴裕、加藤剛章、南喬公他2社、72名は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2022年3月27日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、オリックス株式会社、キヤノンマーケティングジャパン株式会社、31 VENTURESーグローバル・ブレインーグロースI 合同会社、関西電力株式会社及び株式会社ティーガイア並びに当社株主であるセコム株式会社は、共同主幹事会社に対して、180日目の2022年3月27日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、SMB C日興証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

売出人であるNTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合、価値共創ベンチャー有限責任事業組合、SMB Cベンチャーキャピタル産学連携1号投資事業有限責任組合及び関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合は、共同主幹事会社に対して、90日目の2021年12月27日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、SMB C日興証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、180日目の2022年3月27日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

6 当社指定販売先への売付け（親受け）について

当社は、本募集及び引受け人の買取引受けによる売出しにおいて、当社が指定する販売先（親受け先）への販売を引受け人に要請し、引受け人は当該要請を受け販売する予定です。当社が指定する販売先（親受け先）・株式数・目的は下表に記載の通りです。下表に記載のTybourne Capital Management (HK) Limited が投資助言を行い、ケイマン法人のTybourne Capital Management Limitedが運用しているファンド及びJanchor Partners Pan-Asian Master Fundに対して引受け人が販売する予定の株式数は、前期「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について 1. 本募集における海外販売に関する事項 (2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）」及び「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について 2. 引受け人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に関する事項 (2) 引受け人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）」に含まれます。

なお、親受けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

指定する販売先（親受け先）	株式数	目的
Tybourne Capital Management (HK) Limited が投資助言を行い、ケイマン法人のTybourne Capital Management Limitedが運用しているファンド	「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受け人の買取引受けによる売出しに係る売出株式のうち、取得金額5,000百万円に相当する株式数を上限	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
Janchor Partners Pan-Asian Master Fund	「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受け人の買取引受けによる売出しに係る売出株式のうち、取得金額5,000百万円に相当する株式数を上限	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
セーフィー従業員持株会	「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における引受け人の買取引受けによる売出しに係る売出株式のうち、取得金額165百万円に相当する株式数を上限	当社従業員の福利厚生のため

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	26,442	138,306	290,347	600,079	1,957,541	5,047,642
経常損失(△) (千円)	△77,698	△79,506	△180,049	△234,920	△495,219	△97,204
当期純損失(△) (千円)	△77,988	△79,796	△180,339	△278,728	△495,587	△99,494
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	57,750	57,750	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	31,860	31,860	40,420	40,420	45,850	45,850
純資産額 (千円)	2,245	△77,550	792,110	513,382	2,195,123	2,095,628
総資産額 (千円)	59,737	166,811	1,033,861	864,022	2,975,000	3,093,360
1株当たり純資産額 (円)	70.48	△2,434.10	19,596.99	12,701.19	47.76	45.59
1株当たり配当額 (うち1株当たり中间配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△2,447.85	△2,504.59	△4,985.46	△6,895.80	△11.91	△2.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.8	△46.5	76.6	59.4	73.6	67.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△779,337	△317,739
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△35,677	△188,088
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	2,289,569	△44,408
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	2,090,332	1,540,096
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	7 (1)	11 (2)	19 (5)	39 (6)	94 (5)	135 (3)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第2期から第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 第2期から第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 9. 第6期から第7期は、将来的な事業拡大のために収益を上回る規模で人件費等に対する先行投資を行ったため、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。
 10. 第5期は、決算期変更により、2018年4月から2018年12月までの9ヵ月間となっております。
 11. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 12. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
 13. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第2期、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
1株当たり純資産額（円）	0.07	△2.43	19.60	12.70	47.76	45.59
1株当たり当期純損失（△）（円）	△2.45	△2.50	△4.99	△6.90	△11.91	△2.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

14. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。なお、第2期、第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。

2 【沿革】

2014年10月	東京都品川区西五反田に「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、創業者3名が在籍していたモーション・ポートレート社より関連事業及び資産の譲渡をうけ、セーフィー株式会社設立
2014年12月	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社への第三者割当増資を実施
2015年5月	BtoC向けのクラウド録画型防犯カメラサービス「Safie HOME」をリリース
2015年7月	BtoB向けのクラウド録画型防犯カメラ「Safie PRO」をリリース
2016年5月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」及び「JIS Q 27001:2014」の認証を取得
2017年6月	本社を東京都品川区西五反田一丁目26番7号に移転
2017年9月	オリックス株式会社、関西電力株式会社、キヤノンマーケティングジャパン株式会社、価値共創ベンチャー有限責任事業組合、株式会社ティーガイアへの第三者割当増資を実施
2017年11月	キヤノンマーケティングジャパン株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「Visual Stage Type-S」のサービス開始
2017年12月	KDDIまとめてオフィス株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「まとめてネットワークカメラ with safie」のサービス開始
2018年7月	建設現場向け防水防塵カメラによるクラウドカメラサービス「Safie GO」をリリース
2018年10月	POSレジ連携サービス「Safie POSジャーナル連携オプション」をリリース
2019年1月	東日本電信電話株式会社（NTT東日本）へのSafie PROのOEM提供となる「ギガらくカメラ クラウドプラン」のサービス開始
2019年3月	本社を東京都品川区西五反田二丁目29番5号に移転
2019年6月	株式会社USENへのSafie PROのOEM提供となる「NEXTクラウドビュー」のサービス開始
2019年9月	ウェアラブル型クラウドカメラ「Safie Pocket」をリリース
2019年10月	セコム株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「セコム画像クラウドサービス」のサービス開始
2020年7月	日本電気株式会社（NEC）が提供するNECモバイルPOSとのAPI連携サービス開始
2020年9月	キヤノンマーケティングジャパン株式会社、セコム株式会社への第三者割当増資を実施
2021年2月	顔認証を活用した来訪者分析サービス「Safie Visitors」をリリース
2021年4月	NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合、31VENTURESーグローバル・ブレイングロースI合同会社、関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合、価値共創ベンチャー有限責任事業組合への第三者割当増資を実施
	ウェアラブル型クラウドカメラ「Safie Pocket2」をリリース
	NTTコミュニケーションズ株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「coomonita（コーモニタ）」のサービス開始
	顔認証を活用した入退管理サービス「Safie Entrance」をリリース
	Open API「Safie API」提供開始
	建設現場向けに重機取付型セーフティカメラシステム「ドボレコJK」をリリース
	建設現場向けにクレーンカメラとクラウド録画サービス「Safie」の連携サービスをリリース
	本社を東京都品川区西五反田一丁目5番1号に移転

3 【事業の内容】

当社は「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるビジネスシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援していきたいと考え、クラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」を開発・運営しております。「Safie」はサブスクリプション型で提供される録画サービスであると同時に、録画以外に様々な映像分析サービスや連携サービスを追加することができるプラットフォームとなっており、直販及び様々な販売パートナー経由で展開されております。

「Safie」の特徴は、高画質・安価・安全で、誰でも簡単にスマホやパソコンで使えることであり、監視カメラサービスとして、小売・外食・不動産・建設・警備・自治体などの幅広い業界で活用いただいております。

監視カメラや防犯という用途にとどまらず、今まで人手不足でチェックできなかつた作業工程や僻地の施設の状況を見える化したり、遠隔地の現場や複数の現場を俯瞰してみるなど、生産性向上や業務改善のための導入が広がっております。お客様が見たい場所に適切に使えるように、対応機種は毎年増加し続け、屋外型の「Safie G0」やウェアラブル型の「Safie Pocket」等の新機種を導入して、様々なシーンの映像を保存・視聴できるようになっております。

さらに多様な顧客課題を解決するために、当社が開発した画像解析サービスを追加したり、他社のサービスや機器と連携することができる「映像プラットフォーム」として進化し続けております。

具体的には、顔認証技術による年齢性別属性分析サービス「Safie Visitors」や、顔認証によりオフィスの鍵の開閉や勤怠管理システムとの連携が可能な「Safie Entrance」、店舗のPOSレジ情報と連携した「Safie POSジャーナル連携オプション」、来店人数を把握する人数カウントサービス「Safie AI People Count」、YouTubeに録画映像を配信する「YouTube Live連携オプション」、自動で定点撮影した画像を保存・配信する「オートスナップショット」などのサービスを展開しております。また、2020年7月に遠隔業務を変革するウェアラブルカメラ「Safie Pocket2」、2021年4月に建設現場向けに重機取付型セーフティカメラシステム「ドボレコJK」、クレーンカメラと「Safie」の連携サービスをリリースしました。

今後も、これまで保存された様々な場面の映像データを活かして、様々な業種業界の現場ごとに最適な機種や画像解析アプリケーションやIoT機器連携ソリューションをリリースし、様々な業界の現場DX(デジタルトランスフォーメーション、注1)を推進してまいります。

「Safie」は自社で組み込みソフトウェアの開発も行っており、映像などのデータをクラウドにアップロードするだけではなく、クラウドからの制御に従ったデバイスの制御や、デバイスでの画像処理もできる柔軟なシステムとなっております。具体的には、対応デバイスによってクラウドからの制御によりカメラの首振りやズームの制御、高精細な静止画の取得、GPS情報の取得や、カメラにプッシュボタンなど接続された外部デバイスの情報取得も可能となっております。一部のタブレット型デバイスにおいては、顔認証の際に、デバイス側で顔の検知、顔画像の抽出、特徴点の抽出する処理などを行い、クラウドにアップロードして照合するようなことも可能です。またSafieのソフトウェアモジュールはカメラにとどまらず、ドライブレコーダーやドアホンなど多様なハードウェアに組み込むことができ、それぞのハードウェアメーカーに対してモノ売りから脱却し、サブスクリプション型のビジネスモデルへの選択肢を提供できるプラットフォームとなっております。

当社は2021年2月に、API(注2)を公開し、様々な開発パートナーが当社のサービスとデータ連携を行うためのアプリケーション開発を行うことができるようになりました。API公開により広範な開発技術をもつ企業とエコシステムを構築し、「見るだけでなく、聞く、記憶する、話す、考える」ソリューションを提供する手段と位置付けております。

販売面については、自社の直販販売網による販売のほかに、「Safie」サービスをより迅速に拡大するために、大手企業を中心に100社以上の販売パートナー網を構築しております。特にNTTグループ、Canonグループ、SECOMグループ、関西電力グループなどの企業グループと資本・業務提携を行い、販売パートナーとして当社サービスをOEM提供することで先方のブランド力を生かした「Safie」サービスの拡大を担っていただいております。2021年6月末時点でOEM提供パートナーは8社あり、残りの販売パートナーはSafieブランドのまま再販する販売パートナーとなっており、両社を合わせて販売パートナーと称しております。

「Safie」はサブスクリプション型のサービスとして提供されており、2021年6月末時点で、課金カメラ台数が12.9万台となっております。なお、2020年のクラウドモニタリング・録画サービス市場において稼働台数ベースで約47.5%(注3)のシェアを獲得しております。

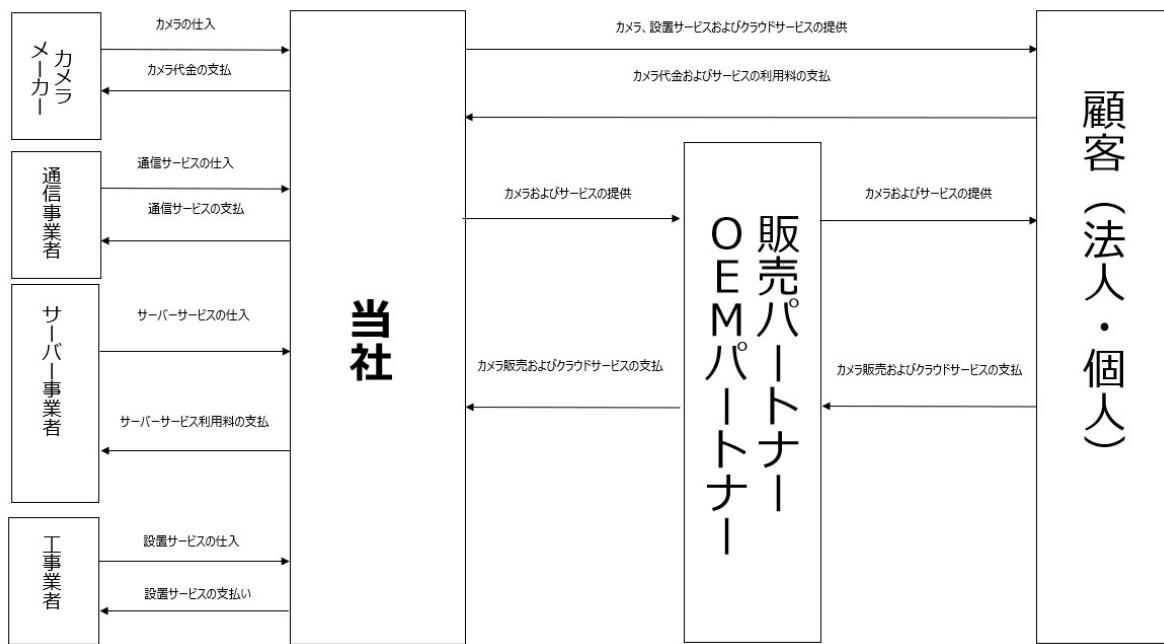
(注) 1. Digital Transformationの略語であり、新しいデジタル技術を活用し、企業におけるこれまでの組織やシステム、ビジネスモデル、業務オペレーション等をより付加価値の高いものへ変貌させ、利益や生産性の向上を図ることをいいます。当社では特に現場のオペレーションの変革を現場DXと称しております。

2. API:Application Programming Interfaceの略称。ソフトウェアの一部を公開することで、他のソフトウェアと機能の共有を可能にするインターフェースを指します。

3. Techno Systems Research Co., Ltd 「2020年ネットワークカメラのクラウド録画サービス市場調査」

調査対象は、ネットワークカメラを利用したクラウドサービスであり、モニタリングもしくは録画サービス機能を提供している有料サービス。OEM提供を含むカメラ登録台数ベースでのシェア。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
193 (4)	34.7	1.52	6,095

セグメントの名称	従業員数（人）
映像プラットフォーム事業	193 (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、全社の従業員数を記載しております。
4. 従業員数は、当事業年度において58名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「映像から未来をつくる」というビジョンを掲げ、社会のために誰もが活用できるクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」を開発・提供しております。当社は、「映像」はリアルとインターネットをつなげる新しい「鍵」となることを信じており、「Safie」が映像、クラウド、そしてAI技術を駆使し、世界中の様々な映像デバイスとインターネットを繋ぎデータ化することで、一人一人の日々の意思決定を迅速にかつ効果的に行うことができる世界の実現を目指しております。

この実現のため、当社では、優位性のある商品を開発し、色々なパートナー経由で、様々な顧客に展開すると同時に、顧客業界ごとのアプリケーションを提供し様々な産業の現場オペレーションのデジタルトランスフォーメーションを支援してまいります。さらに、APIを通じて様々な開発パートナーが「Safie」サービスとデータ連携を行うことができるオープン・エコシステムの構築を進めております。

(2) 当社の強み

① 商品の優位性とそれを支える技術力

「Safie」は従来の監視カメラサービス（注）に比べ、高画質、高セキュリティで低価格なサービスとして、多様な用途で、様々な業界の顧客に活用いただいております。

このサービスを支えるのは、ユーザー視点を考慮したUI/UXとそれを支える技術力です。ウェブサービス・アプリのエンジニアのみならず、膨大なデータを効率的かつ安全に処理するサーバーエンジニア、様々なデバイスをSafieとつなげる組み込みソフトを開発するデバイスエンジニア、AIを用いた画像解析を開発する役割や他社のAIソリューションをSafieにつなげる役割を担うAIエンジニアと多様な異才が一体となってサービスを開発・提供しております。創業以来、膨大な映像データをクラウドに安定的に保存し、効率的に配信し、APIを活用して他社との連携を構築してきた技術力と独自の仕組みが競争力の源泉であり、継続的なサービス品質・競争力の向上に向けて、新技術の開発や製品・サービスの改善を追求し続けております。

（注）アナログデータを出力するアナログカメラや、設置場所に録画装置を必要とするネットワークカメラを用いた監視カメラサービス

② 販売力

当社によるwebマーケティング等を通じて流入したユーザー企業への営業を中心とする直販営業網と、販売パートナー各社による営業網の双方を活用することで、クラウドモニタリング・録画サービス市場における稼働台数のシェアはNo. 1（注）となっております。

販売パートナーはNTTグループ、Canonグループ、SECOMグループ、関西電力グループを筆頭に、全国数千人規模の営業員や顧客ネットワークをもつ大企業の強みを活用した効率的な営業網を構築しております。当社が直販営業で培った顧客セグメントごとの販売ノウハウを販売パートナーに共有したり、販売パートナーのブランド力を活かして販売パートナー独自の名称でサービス展開をしたり、販売パートナー各社の商材ともAPIで連携して独自商材をつくるなど、お互いの強みを活かして補完し合う協業を行っております。

販売パートナーとの収益モデルは、当社から販売パートナーへカメラやクラウドサービスを販売し、販売パートナーがそれぞれの顧客へ再販するモデルとなっており、2020年12月期の当社売上高における販売パートナーへの売上高割合は60%となっております。

（注）Techno Systems Research Co., Ltd 「2020年ネットワークカメラのクラウド録画サービス市場調査」

③ 顧客基盤と拡張性

当社サービスは大手企業も含む様々な業界の顧客で活用されており、多くの顧客において、「Safie」は防犯用途だけではなく、日常の業務オペレーションの改善や効率的な現場の管理に使われております。

例えば、飲食チェーンにおいて、各店舗に設置したカメラを本社で一元管理し、複数の店舗映像を比べることで各店舗の接客オペレーションの実態把握と改善のために活用されております。またハウスメーカーにおいて、全国各地の施工現場の様子をカメラで中継し、リアルタイムにベテランの社員が現場に指示をすることで、移動時間や作業時間の短縮と施工品質の維持にご活用いただいております。

導入済み顧客から当社サービスの利便性と拡張性が高く評価されており、数店舗の導入からの全国の店舗への導入拡大や、防犯用途で導入されたのちにマーケティング用途での追加導入など、多様なリピートオーダーが生まれております。

顧客の膨大な録画映像は当社が契約するクラウドサービス上で管理されておりますが、当社の利用規約において録画映像の知的財産権はそれぞれの顧客に帰属し、当社はこの映像を閲覧することはできない仕組みになっており、顧客の映像データは安全に管理されております。ただし、顧客からの個別の同意のもと、適切な認証プロセスを経た上で、当社や開発パートナーに映像を共有いただくことで、様々な新サービスの開発検討に活かすことがあります。またAPIを通じて様々な会社のサービスと連携をおこなうことや、「Safie」の組み込みソフトをデバイスマーケター等に提供することで多様な他社機器と連携することが可能です。これにより、単純な防犯カメラ、監視カメラとしてのサービスだけでなく、「賢くなるカメラ」として後から追加機能を付加して、様々な社会課題を解決するためのソリューションへ進化させていくことが可能となります。例えば、東日本電信電話株式会社とは“三密”的回避をはじめとしたニューノーマルへ対応した映像ソリューションとして、施設の混雑状況をお客さまホームページ等から確認することが可能な「映像解析オプション PLACE A I」を提供しております。また、セコム株式会社とは、法人向けサービスのシステムセキュリティ「AZ」と「セコム画像クラウドサービス」との連携機能を追加し、ライブ映像、警備のセット・解除時やセンサー検知時の記録映像を高解像度で確認できるようにした新しいサービスを開始しております。

さらに、当社は2021年2月にAPIを公開しました。これにより様々な開発パートナーが「Safie」サービスとデータ連携を行うためのアプリケーションの開発を行うことができ、これらの活動を通じてクラウドとAPIを使ったオープン・エコシステムの構築を進めております。



活用事例② 大和ハウス



全国に設置したスマートコントロールセンターで、全国各地の戸建住宅の施工現場の状況を、定点カメラ、ウェアラブルカメラで撮影。映像データやセンサーなどから得たデータを一元管理し、移動・作業時間短縮と施工品質の維持を両立に活用いただいでおります。

活用事例① 焼肉ライク



「焼肉ライク」では全店舗にセーフィー対応カメラを導入。注文から3分以内にメニューの提供を行うオペレーションや接客の改善のために映像を活用いただいでいます。

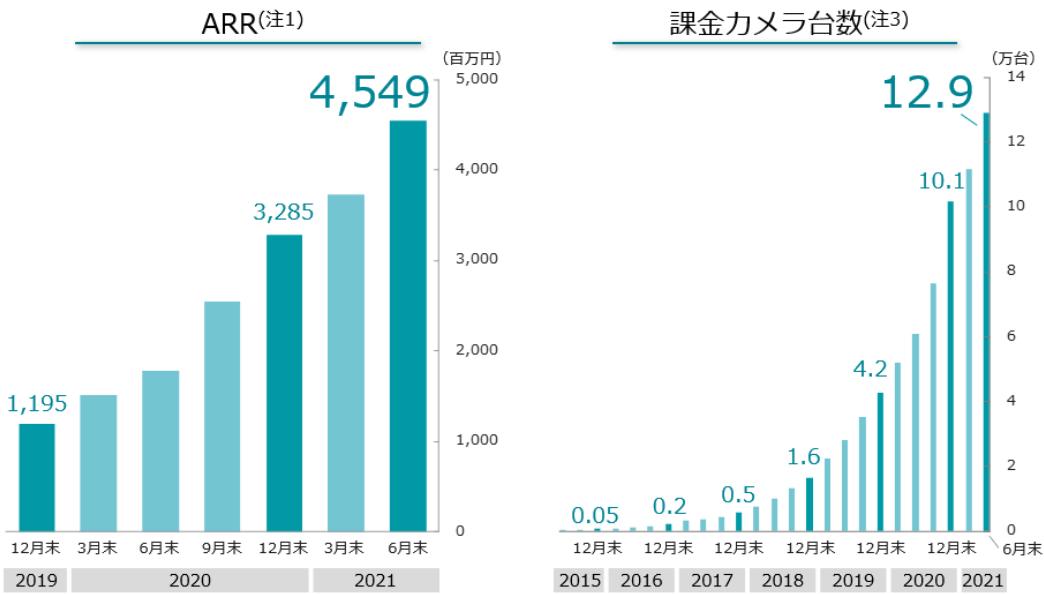
④ 高い安定性を誇る財務・収益モデル

当社の中核サービスであるクラウド録画サービス「Safie」の課金モデルは、継続収入が見込めるリカーリング型の収益モデルとなっておりますが、このサービスの起点となるカメラは顧客に販売されるため、当社の売上高の構成は、リカーリング収益のみならず、スポット収益も伴います。スポット収益にはカメラ等の機器販売や設置作業費などが含まれ、リカーリング収益には、クラウド録画サービス、画像解析サービス、一部のカメラのレンタルサービスや、LTE通信費などが含まれております。

カメラ1台当たりの収益構造として、導入時にスポット収益が発生し、その後毎月クラウド録画サービスや画像解析サービスなどのリカーリング収益が発生するので、カメラが継続利用されると最終的な収益はリカーリング収益のほうがスポット収益よりも大きくなる構造になっております。実際に2020年12月期において全社売上高に占めるリカーリング収益の割合は42%でしたが、2021年1~6月累積値において、リカーリング収益の割合は52%に上昇しております。

当社はリカーリング収益をより重視しており、その達成状況を判断するための経営上の指標はARR（注1）とし、2019年12月末のARRは1,195百万円、2020年12月末は3,285百万円、2021年6月末は4,549百万円となっております。また、ARRに関する指標として、MRR（注2）及び課金カメラ台数（注3）を注視しております。課金カメラ台数は2018年12月末時点1.6万台、2019年12月末時点4.2万台、2020年12月末時点10.1万台と毎年順調に増加し、2021年6月末時点12.9万台となっております。

また当社の顧客からは継続的に利用されるだけでなく、追加のカメラ導入や画像解析サービスの追加が発生しており、2020年12月期において当社の直販顧客からの平均月次解約率（注4）は1%未満、NRR（注5）は138%になっております。

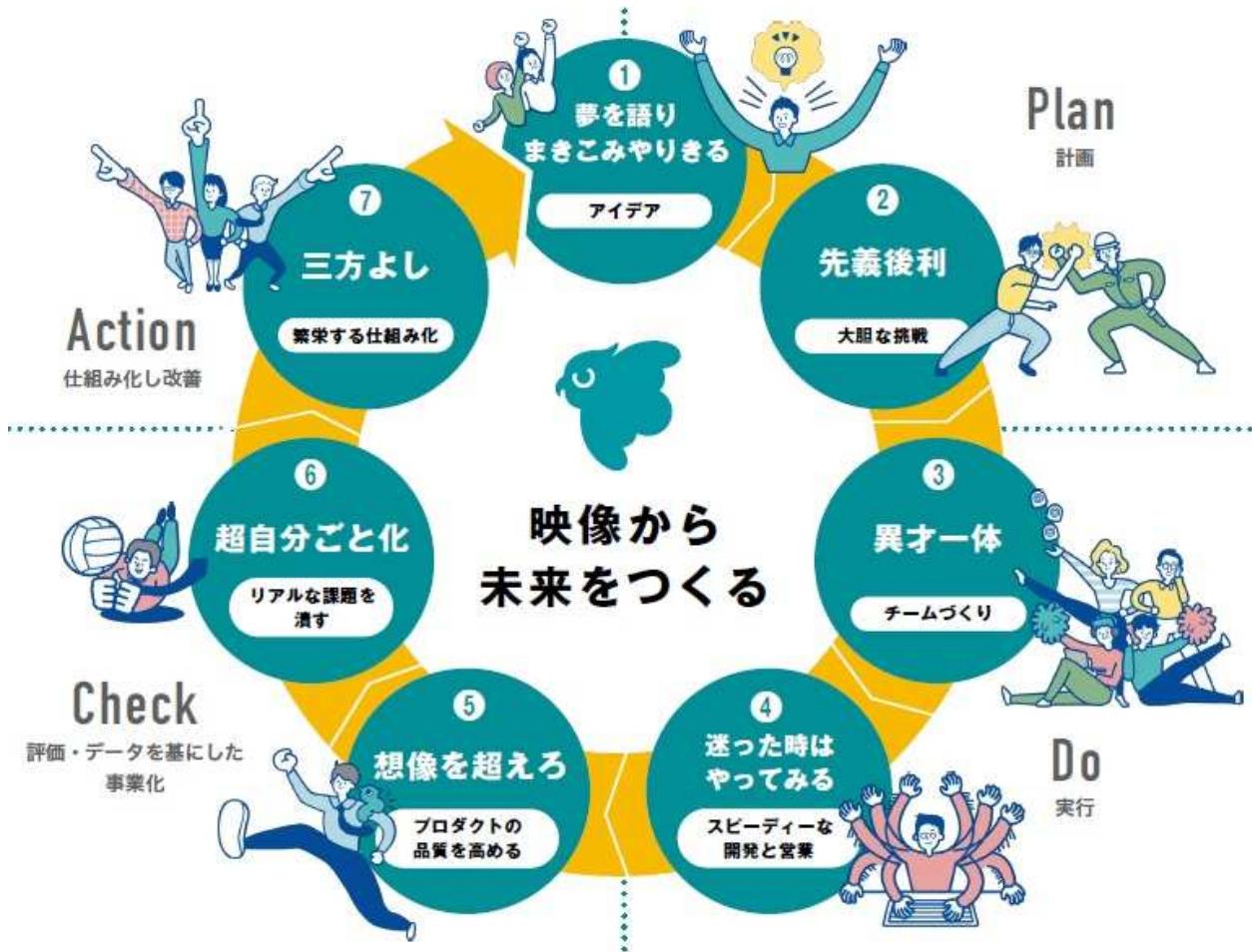


- (注) 1. ARR : Annual Recurring Revenueの略称。該当月のMRRを12倍して算出。
2. MRR : Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における顧客との契約において定められたID単位で毎月課金される月額利用料の合計額(一時収益は含まない)。
3. 課金カメラ台数 : 各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数
4. 平均月次解約率 : 月初における既存契約の月額課金台数に占める、当月中に解約に伴い減少した月額課金台数の割合の過去12ヵ月平均値。直販顧客においては2020年1月～12月の平均値は0.9%、OEMを含む販売パートナー経由の顧客においては、同期間で2.9%、Safie全体では、同期間で2.1%
5. NRR : Net Revenue Retentionの略称。直販NRRは、「2019年12月末時点における直販課金顧客から生じる2020年12月末時点における直販MRR」を「2019年12月末時点の直販MRR」で除して算出(販売パートナーからのMRRは含まない)。なお、販売パートナーのNRRは308%（「2019年12月末時点における販売パートナーから生じる2020年12月末時点におけるMRR」を「2019年12月末時点の販売パートナーから生じるMRR」で除して算出）。

⑤ 企业文化

当社は「映像から未来をつくる」というビジョンを掲げ、それを実現するための、7つのSafie cultureを行動指針として定義し、このcultureに共感する社員が集まり、個々人が高い自律性を持ちながらも強い一体感を持つ組織を実現しております。

7つのculture



(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、中長期的に安定して売上収益を拡大させることが重要であると考えております。そのため、当社は達成状況を判断するための経営上の指標としてARRを重視して、2019年12月末は1,195百万円、2020年12月末は3,285百万円となっております。また、ARRに関連する指標として、MRR及び課金カメラ台数を増やしていくことが重要であると考えております。

(4) 経営環境

我が国は、少子高齢化を背景に生産年齢人口は2018年から2040年にかけて20.5%の減少が見込まれ(注1)、2017年3月に政府が働き方改革実行計画を発表するなど、労働生産性の向上が要求される局面を迎えております。

このような環境下において、労働力の代わりを機械やロボットで行う省力化やセルフサービスが促進されると同時に監視や検知などにおけるカメラ活用や映像分析が広がりを見せております。また新型コロナウイルスの影響もあり、出張や現地訪問や現地調査の代わりとしての遠隔臨店、遠隔臨場(注2)などの現場の見える化や、現場のオペレーションをデジタルトランスフォーメーションして効率化していくという新しいニーズが広がっております。

さらに様々な産業において、大容量の映像をAIで分析する動きがでてきており、他拠点・大容量の映像を即時に共有し、APIで他社のシステムや開発環境とつなげができる映像プラットフォームの活用余地が広がっております。

当社では2024年の日本国内における監視/モニタリングカメラ稼働台数は660万台程度(注3)、グローバルでは4億台程度になると推計(注4)しており、今後もさらに成長していくと考えております。

またドライブレコーダーやドアホン、ロボットなど様々な映像デバイスに「Safie」を搭載し、また接続することができるため、潜在的な市場はカメラ以外にも見込まれております。2022年時点ではグローバルに約92.7億台が存在すると推計(注5)され、産業用IoTデバイスの一部でのSafieの利用や連携が可能になることを見込んでおります。

- (注) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月）」（出生中位・死亡中位推計）
 2. 遠隔臨場とは、建設現場においてウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、現場に行かずとも離れた場所から立会などを行うこと。
 3. 日本国内における監視/モニタリングカメラ稼働台数は、矢野経済研究所「2020年度版監視カメラ市場予測と次世代戦略」において監視/モニタリングカメラの使用年数を5~7年と仮定しつつ、取材で得た情報に基づき算出された矢野経済研究所による推計値。
 4. グローバル総稼働台数は、国内の総稼働台数に係る矢野経済研究所の算出方法を参考に、その年を含む過去5年間の矢野経済研究所の推定による出荷台数の合計値として算出した当社試算値。
 5. 総務省「令和二年版 情報通信白書」に記載の産業用IoTデバイス数。オートメーション（IA/BA）、照明、エネルギー関連、セキュリティ、検査・計測機器などオートメーション以外の工業・産業用途の機器。

(5) 中長期的な会社の経営戦略

① ユーザー基盤のさらなる拡大

当社は2020年12月期において新規で5万台の契約を獲得し、2021年6月末における課金カメラ台数は12.9万台に達しております。創業以来順調に拡大し続けております。しかしながら、日本国内に存在するカメラ台数だけで見ても、「Safie」の導入率は未だ低水準であり、潤沢な開拓余地が残されていると考えております。加えて、グローバル及び他の映像デバイスへの広がりを考えると「Safie」接続デバイス数及び課金カメラ台数の増加余地は膨大に存在しております。

「Safie」が活用されている業界は、現時点では飲食業、小売業、建設業を中心ですが、2020年から工場などの製造業の現場のIoT化、安心安全なスマートシティの構築のための公共や警備、より高度なマーケティングが求められる金融市場など新しい業界へ広がっております。特に新型コロナウイルスの影響の中で、ウェアラブル型の「Safie Pocket2」を活用した、遠隔からの現場の見える化や、現場の映像データを活用した現場オペレーションのデジタルトランスフォーメーションというニーズとともにSafie活用シーンが急拡大しております。

例えば建設現場向けであれば、現場全体の進捗管理のために「Safie GO」、現場巡回管理のために「Safie Pocket2」、現場の入退管理のために「Safie Entrance」、安全管理のために「ドボレコJK」などの新しいソリューションを次々と展開し、それらを活用した現場DXが進んでおります。



国内の販売戦略は、直販営業による顧客ニーズの把握とそれに即した販売手法の確立を行い、その手法を業界ごとの販売パートナーと協議して洗練して展開することで、当社単独で行うよりも、はるかに早く、また多くのお客様にアプローチすることが可能です。また顧客ニーズを直接把握することで、製品開発へのフィードバックを効率的に働かせ、より使いやすいサービスとなるように継続的なアップデートを行うことで、より長くお客様に活用されるように努めております。今後は、対象となる業界を広げ、様々な現場ごとにソリューションやアプリケーションを増やし、それを販売パートナーへも展開することで成長を加速させて行きます。



② クラウド録画型映像プラットフォームとしての価値向上

拡大したカメラユーザー基盤から当社のクラウドに保存される膨大な映像データを活用して、さらに便利なサービスをお客様に提供する好循環(ネットワーク効果)を生み出すことができます。

当社のクラウドに保存される映像データは、映像データの知的財産権を有する当社の顧客からの適切な承諾を得ることで、画像解析を行うAIにとって貴重な教師データとなり、このデータを活用することでAIによる新しい画像解析サービスを生み出したり、画像解析の精度をあげることが可能です。これにより商用利用可能なレベルの精度になったAI画像解析サービスをエンドユーザーに提供できるようになります。

エンドユーザーは利用している「Safie」サービスに、継続的に新しい画像解析などの機能が追加されて、簡単に利用できるようになり、この拡張性に魅力を感じ、よりユーザーが増えていき、より多くの映像データが集まる好循環を生み出しております。

お客様は賢くなるカメラとして追加機能を簡単に利用でき、開発・ソリューションサプライヤーにはOpen APIでの簡単なデータアクセスを提供し、当社にとっては客単価の増加と解約防止が見込まれています。このエコシステムがネットワーク効果をもち、ユーザーの拡大がソリューションの拡大につながり、それがさらなるユーザーの拡大につながるという好循環をもたらし、セーフィーの成長を支えていく想定であります。

さらに、ネットワークカメラにとどまらずマルチデバイスのデータを取得し、映像に加えて、音声や自然言語時系列データなどの様々な種類のデータの解析基盤としていくことも可能であり、今後も社会におけるIoTやAI活用の進展とともに「Safie」が活用される機会は増大していくと考えております。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社の持続的な成長のためには、多岐にわたる経験を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。特に経営戦略の実現の中で、業界ごとの顧客ニーズを正確に把握し、業界別のソリューションを開発していくことが重要と考えており、顧客ニーズを適切に把握できる営業や開発の人員を強化していく必要があります。当社のミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働く環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の継続的な強化

当社は多くの個人情報を扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。当社の経営方針に従って、映像から未来をつくるために、当社は膨大な顧客の映像データを管理することになり、プラットフォーマーとしての健全性を強く求められると認識しております。当社で取り扱う映像データは個人が特定できる鮮明な画像であることが多く、原則として個人情報に該当するため、現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社外有識者との会議を含め、社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③ 技術力の強化と追加サービスの展開

大量の映像データの処理及び解析に係る技術力は当社の競争力の源泉であり、事業の成長を支える基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

また映像プラットフォームとしての価値向上のために、自社サービスの追加開発や、他社のソリューションが提供しやすい仕組みを継続的に開発し続けてまいります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出（収益化）

当社は、事業拡大を目指し、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、2020年12月期は営業損失を計上しております。

当社の収益の中心は、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社では事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積みあがることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、利益体質へ改善しつつあるものと考えております。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりあります。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の各事項において、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化したときに当社の経営成績等の状況に与える影響について合理的に予見することが困難な場合には、その可能性の程度や時期・影響についての記述は行っておりません。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

＜当社事業の前提となる外部環境に関するリスク＞

(1) インターネットの利用環境について

当社はインターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの利用環境は当社事業の基本的な条件であります。インターネットの利用に関する新たな規制の導入や弊害の発生、その他予期せざる要因により、今後、インターネットの利用環境に大きな変化が生じた場合、当社の業績に広範囲にわたり影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド事業について

クラウドとは、アプリケーション機能をインターネット経由で提供するサービスで、ソフトウェア販売における新しい方法・概念として認知され、浸透が進みつつあります。その一方で、今後クラウドを扱う企業レベルの競争も激化する可能性があります。このような事業環境のもとで、他社においてより画期的なコンセプトをもった商品・サービスが出現した場合、又はクラウド自体の需要が当社の予測を大きく下回る場合には、当社の業績に広範囲にわたり影響を及ぼす可能性があります。

＜ビジネスモデル等に関するリスク＞

(3) 競合について

当社は、創業以来、日々進化するテクノロジーによって安全にかつ効率的な映像の大量保存と配信及び分析を行う独自のシステムの開発・運営をし続けてきたことが競争力の源泉となっております。またすでに市場シェア1位（注）となっており、それを支える販売網を構築しており、新規の参入者を含む競合に対抗できる事業環境を構築しております。しかしながら、既存事業者との競争の激化や、新たな参入事業者が当社のシステムに類似する仕組みを構築する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）Techno Systems Research Co.,Ltd 「2020年ネットワークカメラのクラウド録画サービス市場調査」

(4) 先行投資と事業の拡大に伴うリスクについて

当社は「Safie」録画サービスのオプションとして様々な画像解析サービスや機器連携サービス及び他社との連携ソリューションを開発しております。これにより新たな顧客業界の開拓と将来の収益拡大を狙っておりますが、これらの開発及び収益化はまだ初期段階にあります。エンジニアを積極的に採用し開発にあたっておりますが、現時点では収益貢献は少なく、現時点では先行投資の位置づけとなっております。今後も、収益化が上手く進まない場合や、当該分野に關係する法規制に新たに服することになる場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 研究開発活動と広告宣伝活動等の先行投資について

当社の手掛ける事業では、先行者メリットを活かしつつ売上高拡大を目指すため、新機能の拡充や新機種対応などの研究開発投資や広告宣伝活動や営業体制の強化等において一定の先行投資が必要となります。しかしながら、その結果として、設立以来営業損失を計上しているほか、累積損失を抱えております。また、今後の研究開発投資及び広告宣伝活動について、その費用対効果を見ながら慎重に行っていく方針ではありますが、先行投資を縮小する場合には、新規受注や新規ユーザーの獲得に影響が出る可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定の販売先への依存について

当社は、販売パートナーとともに当社サービスの拡大を進めており、主要な販売パートナーとの資本業務提携を含めて緊密な関係を構築しております。当社の主要取引先は、東日本電信電話株式会社、オリックス株式会社と日

建リース工業株式会社であり、当該特定取引先への依存度が高い状況にあります。2021年12月期第2四半期累計期間の当社総売上高に占める割合において、東日本電信電話株式会社は27.4%、オリックス株式会社は10.4%となっております。日建リース工業株式会社は2019年12月期の当社総売上高の10.6%を占めております。

当該取引先とは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来たす事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。しかしながら、販売パートナーにおける経営方針、販売方針・販売施策の変更及び取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、今後も主要取引先との取引拡大に加え、他社への売上高の拡大にも努めることで、当該特定取引先への依存度低下を図り、リスク低減に努める方針です。

(7) 技術革新への対応について

当社は新技術の積極的な投入を行い、適時に独自のサービスを構築していく方針ではありますが、技術革新等への対応が遅れた場合や、予想外に開発費等の費用が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

<コンプライアンスに関するリスク>

(8) 知的財産権の侵害等について

当社で開発・設計しているソフトウェアやプログラムは、当社が独自に開発・設計したものであり、当社は特許権侵害の調査等を、特許事務所を通じて行っております。さらに、当社はサービスの名称等について商標の出願、登録を行う等、第三者の商標権を侵害しないように留意しております。

しかしながら、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であるため、他社の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求を受けたり、知的財産権の使用に対する対価の支払い等が発生する可能性があり、これらの場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社の事業運営に影響が及ぶ可能性があります。

(9) 訴訟等について

本書提出日現在において当社を当事者とする訴訟手続はありません。しかしながら、将来訴訟等による請求を受け又はその他の形で当社を当事者とする訴訟等の手続が行われる可能性はあり、このような事態が生じた場合、当社の事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

(10) 個人情報の取り扱いについて

当社は、当社従業員の個人情報に加えて、当社が提供するサービスにおいて顧客の住所、氏名等の個人情報を保持しており、さらには顧客が保有する録画映像や、限定的ではありますが顔認証を用いたサービスにおいては録画映像に映り込んだ第三者の映像などの個人情報に関するケースがあります。当社は個人情報の取り扱いに関する重要性を十分に認識し、個人情報の管理に最大限の注意を払っており、また、2005年4月に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」や、当局となる個人情報保護委員会が制定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の要求事項の遵守に努めています。当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」及び「JIS Q 27001:2014」の認証を2016年5月に取得しており、また情報セキュリティ委員会を定期的に開催し、様々な個人情報を含むセキュリティ対策を定期的な協議を通じ、個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用しております。

当社のサービスの提供に際しては、カメラの設定、送付、設置工事など顧客の個人情報を用いる業務の一部を当社の責任において第三者となる業務委託先に再委託する場合があります。その場合においても、国内の法令等を遵守し、適切かつ合理的な方法で業務委託先の安全管理を行っております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、自然災害や事故、外部からの悪意による不正アクセス行為及び内部の故意又は過失による顧客情報の漏洩、消失、改ざん又は不正利用等、万一当社又は当社の業務委託先から個人情報が漏洩した場合には、信用の失墜又は損害賠償による損失が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 映像等の流出について

顧客からの膨大な録画映像は当社が契約するクラウドサービスプラットフォーム上で管理されておりますが、当社の利用規約において、録画映像の知的財産権はそれぞれの顧客に帰属し、当社はこの映像を閲覧することはできない仕組みになっており、顧客の映像データは安全に管理されております。ただし、顧客からの個別の同意のもと、適切な認証プロセスを経た上で、当社や開発パートナーに映像を共有いただき、様々な新サービスの開発検討に活かすことがあります。またカメラ設置時や設置後のサポートの中で、一部の社員に限定して顧客からの同意の

元、顧客の映像を共有いただく場合があります。さらに、顔認証を用いた一部のサービスで生成される顔の特徴点などのデータ等については、個人情報保護法上に基づき、当該個人情報の運用を受託しております。

これらの映像データ等の外部への流出を防止するため、録画映像データはカメラからクラウドへの送信時、クラウド上での保管時、クラウドから顧客への配信時にそれぞれ暗号化を実施しており、万が一、第三者が違法に映像データをその録画、配信経路上、もしくはクラウド上から入手したとしても暗号化されているのでデータを再生して見ることができない設計になっております。また顧客が映像を共有する場合においても、共有相手毎に映像のアクセス権を個別に設定できる仕組みにしており、IDやパスワードの共有による映像流出事故が起きにくい仕組みしております。その上で社員教育等さまざまな対策を講じております。

それに加え、膨大なデータを預かるプラットフォームの健全性を保つ取り組みとして、データ憲章の策定・公表に向け、変化する社会情勢の中でプラットフォーマーとしての責務を果たすために必要な取り組みを継続的に議論するため、外部有識者会議を開催しております。会議の参加者は個人情報保護やITに詳しい弁護士、AIの利活用に詳しく憲法学を専門とする大学教授、社外取締役、当社取締役等となっており、年に数回開催し、当社での研究開発や顧客におけるデータ活用に対する啓蒙活動などを協議しております。

以上の取り組みにも関わらず、不測の事態によりこれらの情報の漏洩や映像データに関するトラブルが発生した場合、当社の企業価値の毀損、社会的信用の失墜、流出の影響を受けた顧客その他関係者への補償等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法令について

当社は、電気通信事業法等、企業活動に関わる各種法令の規制を受けております。当社グループは、コンプライアンス体制の充実が重要であると考えており、コンプライアンスに関する社内規程類を策定し、適宜研修を実施して周知徹底を図っております。しかしながら、今後国内において新たにプライバシー関連法規の制定やインターネット関連事業者を規制する新たな法律等による法的規制の整備が行われる可能性があります。さらに、インターネットは国境を超えたネットワークであるため、海外諸国からの法的規制による影響を受けることも想定されることから、それらが将来的に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

＜一般外部環境及びインフラ整備等に関するリスク＞

(13) 設備及びネットワークの安定性について

当社の事業を支えるサーバーは、当社が契約するクラウドサービスプラットフォームで管理されており、複数のサーバーによる負荷の分散、冗長化、定期的なバックアップの実施等を図り、システム障害を未然に防ぐべく取り組みを行っております。障害が発生した場合に備え、リアルタイムのシステムの稼働状況、ログチェック機能やソフトウェア障害を即時にスタッフに通知する仕組みを整備しており、また、障害が発生したことを想定した復旧訓練も実施しております。

上記取り組みには地域上の負荷の分散、冗長化も含まれており、限定的な火災、地震等の自然災害や外的破損の発生時にもサービスの維持が可能となるよう設計しております。

しかしながら、上記取り組みにも関わらず、例えば日本全土に渡るような大規模災害、人的ミスによるシステム障害、その他予期せぬ事象の発生により、万一、当社が契約するクラウドサービスプラットフォームやネットワークの利用に支障が生じた場合には、サービスの停止等を余儀なくされることとなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) サービス等の不具合について

一般的に、高度なソフトウェアは不具合の発生を完全に解消することは不可能であると言われており、当社のアプリケーション、ソフトウェアやシステムにおいても、各種不具合が発生する可能性があります。

当社は、すべての新サービスの開始及び更新前に、専任の品質保証チームによるテストを行うなど、信頼度の高いサービス提供をするための開発体制を維持・構築しておりますが、当社事業の運用に支障をきたす致命的な不具合が発見され、その不具合を適切に解決できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) ハードの不具合について

当社は、販売・貸与する製品の品質保証体制を確立し、製品の安全性確保及び事故発生防止に努めております。また、万一に備え、賠償責任保険も付保しております。しかし、当社が製造・販売した製品に起因する損害が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 製造物責任について

当社は、販売・貸与する製品の品質保証体制を確立し、製品の安全性確保及び事故発生防止に努めた上で、各種製品を販売及び製造委託しておりますが、すべての製品に欠陥がなく、将来的にクレーム等が発生しないという保証はありません。また製造物賠償責任については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額

を担保できるという保証はありません。さらに当社が引き続き製造物賠償責任保険に許容できる条件で加入できるとは限りません。大規模な製品の欠陥が生じた場合、それらが多額のコストや当社の評価に影響を与え、その結果、売上が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新型コロナウイルスの影響について

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言（2020年4月発令）以降、当社では小売・飲食業をはじめとする直販チャネルでは受注が減少いたしましたが、遠隔業務需要の高まりから2020年7月にリリースした「Safie Pocket 2」をはじめとする建設業向けの商品が好調に出荷されております。今後、感染の影響が長期化し、経済活動の停滞によって飲食・小売業の休業・閉店による受注減によるマイナス影響が、遠隔業務需要の高まりを上回るような場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社従業員等においても感染対策を徹底しており、リモート業務の推進もしておりますが、罹患者が発生した場合には、効率的な営業活動が阻害され、想定通りに受注を獲得できないことから予算の達成ができなくなる等、当社の事業の停滞を招く可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) サプライチェーン、自然災害、事故、感染症等について

当社はカメラ在庫を保有して迅速にサービス提供ができる体制を構築しております。自然災害、事故、感染症の発生等に備え、BCPを策定し、トラブル発生時の迅速な復旧体制を構築しております。また顧客へ提供しているサービス及び社内の管理システムはすべてクラウドサービスとなっており、故障機器の交換などの一部のハードウェアに関連する業務を除き、基本的なサービスはすべてリモート勤務体制でも提供が可能です。

しかしながら、当社及び福井県を所在地とする当社が在庫管理を業務委託している株式会社バン・ソフト・コミュニケーション及びその倉庫近辺において、大地震や洪水等の大規模自然災害が発生した場合、当社が保有する商品在庫の損壊やインターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

＜内部環境等に関するリスク＞

(19) 経営管理体制の確立について

当社は、業容の拡大及び従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も一層の充実を図る予定ですが、適切な人的・組織的な対応ができずに、事業規模に応じた事業体制、内部管理体制の構築が追いつかない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 人材の育成及び確保について

当社は、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育等を行うことによって体制の拡充を図っております。しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどした場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業拡大に向け、特に営業人員の確保が必要となります。採用が計画どおり進まなかつた場合、あるいは営業人員の流出が生じた場合には、事業拡大の制約となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 特定の人物への依存について

当社代表取締役社長CEOである佐渡島隆平は、当社の設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社は、佐渡島隆平に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により佐渡島隆平が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

＜その他のリスク＞

(22) 資金使途について

当社の株式新規公開時に計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、事業拡大に伴い増加する人件費、広告宣伝費等の運転資金及びオフィス増床等の設備資金に充当する予定であります。しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定どおり資金を投入したとしても、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。

また、今後の事業環境の変化や、当社事業戦略等の変更等により、将来において調達資金に係る資金使途に変化が生じる可能性があります。

(23) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上のためストック・オプションを付与しており、本書提出日現在、その数は6,682,500株、発行済株式総数の14.6%となっております。なお、これらストック・オプションが行使された場合、既存株主の株式価値を希薄化させる可能性があります。

(24) 配当政策について

当社は創業以来、株主に対する剩余金の分配を実施しておりません。株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来は経営成績及び財務状況を勘案しつつ剩余金の分配を検討する所存であります。現時点においては、研究開発資金を優先していくことが企業価値向上、ひいては株主利益の最大化につながるものと考えております。

(25) 過年度における継続的な損失計上について

当社は、過年度において、継続的な事業成長を図るため、積極的な人材採用と既存のソリューションの強化と新しいソリューション開発への投資、顧客基盤拡大のための積極的な広告宣伝活動を実施しており、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおり、2018年12月期（第5期）から最近事業年度である2020年12月期（第7期）において、継続的な売上高拡大が図られたものの、先行投資と位置付けられる研究開発費や一部の人事費、広告宣伝費の計上により、利益面では損失計上が継続しておりました。

当社主力事業である映像プラットフォーム事業は、サブスクリプション型課金モデルであり、継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で、広告宣伝費などの顧客獲得費用や研究開発費用は先行して計上されるため、短期的には赤字が先行することが一般的です。先行投資の成果として、Safie Pocket2などの新製品と広告宣伝活動により顧客の獲得が進んだ結果、当社で成果指標として重視しているリカーリング収益をあらわすARRは2019年12月末の1,195百万円から、2020年12月末は3,285百万円と順調に増加しております。

この結果、経常損失額も2019年12月期の495,219千円から2020年12月期の97,204千円へ改善しております。

今後は、継続的な利益計上が可能であると考えておりますが、2021年12月期においては、先行投資を継続する予定であり、その後もユーザー獲得や組織規模拡大のための費用負担が拡大した場合には、継続した利益計上が実現できない可能性があります。

(26) 海外展開について

当社は、現時点では海外展開に対する具体的な計画はありません。ただし、高い成長を実現するため将来的には海外展開を進めていく方針であり、上場後数年以内に海外展開候補先の調査等を進めていくことを検討しております。海外における商習慣や事業環境の差異等を含め、国内における事業展開以上に高いリスクが存在することは否めず、そのリスクに対応しきれない場合や国内と比較してマーケットの開拓や収益化が想定通り進まない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(資産)

当事業年度末における流動資産合計は2,862,936千円となり、前事業年度末に比べ44,927千円減少いたしました。これは主に先行投資等に伴い現金及び預金が550,235千円、前渡金が58,977千円減少した一方で、事業規模の拡大等に伴い売掛金が485,463千円、商品が67,446千円、前払費用が20,320千円増加したことによるものであります。

当事業年度末における固定資産合計は230,424千円となり、前事業年度末に比べ163,287千円増加いたしました。これは主に本社移転のための敷金保証金の差入れ等に伴い投資その他の資産のその他（敷金保証金及び長期性預金）が177,872千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は3,093,360千円となり、前事業年度末に比べ118,360千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債合計は862,727千円となり、前事業年度末に比べ328,555千円増加いたしました。これは主に事業規模の拡大等に伴い未払金が99,853千円、買掛金が97,125千円、1年内返済予定の長期借入金が66,292千円、未払費用が26,391千円、賞与引当金が30,250千円増加したことによるものであります。

当事業年度末における固定負債合計は135,005千円となり、前事業年度末に比べ110,700千円減少いたしました。これは長期借入金が110,700千円減少したことによるものであります。

この結果、当事業年度末における負債合計は、997,732千円となり、前事業年度末に比べ217,855千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は2,095,628千円となり、前事業年度末に比べ99,494千円減少いたしました。これは当期純損失99,494千円の計上による繰越利益剰余金の減少によるものであります。

この結果、自己資本比率は67.6%（前事業年度末は73.6%）となりました。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は3,033,000千円となり、前事業年度末に比べ170,063千円増加いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金が70,121千円、商品が60,324千円増加したことによるものであります。

当第2四半期会計期間末における固定資産は303,055千円となり、前事業年度末に比べ72,630千円増加いたしました。これは、投資その他の資産が3,833千円減少した一方で、有形固定資産が76,463千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は3,336,055千円となり、前事業年度末に比べ242,694千円増加いたしました。

(負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は1,027,053千円となり、前事業年度末に比べ164,325千円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が113,220千円、賞与引当金が30,250千円減少した一方で、買掛金が127,533千円、短期借入金が100,000千円増加したことによるものであります。

当第2四半期会計期間末における固定負債は126,550千円となり、前事業年度末に比べ8,455千円減少いたしました。これは、長期借入金が8,455千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,153,603千円となり、前事業年度末に比べ155,870千円増加いたしました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は2,182,451千円となり、前事業年度末に比べ86,823千円増加いたしました。これは、四半期純利益を86,823千円計上したことにより、利益剰余金が同額増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は65.3%（前事業年度末は67.6%）となりました。

b. 経営成績

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的なパンデミックとなったことで、わが国経済だけでなく世界経済にも大きく影響を及ぼし、極めて厳しい状況にあります。また、雇用情勢も厳しさを増すなど、景気の先行きについては今後も厳しく、不透明な状況が続くものと見込まれております。

このような環境下において、当社では、緊急事態宣言（2020年4月発令）中のオフィス出勤者の7割削減の要請を受け、時差出勤、在宅勤務及び自宅待機等の対策を講じ、感染拡大の防止に努めるとともに、遠隔では継続できない業務については感染防止策を講じた上で可能な限り対応してまいりました。

しかしながら、労働環境や社会のあり方自体が大きく変化したことから社会的な遠隔需要は高まり、クラウドカメラ市場のニーズも拡大いたしました。企業や人々が直面する課題の解決に向けて当社が果たすべき役割はますます高まるものと認識しております。

当事業年度の業績については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言（2020年4月発令）以降、小売・飲食業をはじめとする直販チャンネルでは受注が減少いたしましたが、遠隔需要の高まりから2020年7月にリリースした「Safie Pocket2」をはじめとする建設業向けの商品が好調に推移し、「Safie Pocket2」の受注が増加いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、飲食・小売業の休業・閉店による受注減といった厳しい局面が予想されたため、上半期においては新規採用を抑制し、並行して生産性向上の取り組みを行ったことにより、販売費及び一般管理費のコストを抑制いたしましたが、「Safie Pocket2」の好調をうけて、下半期からは、積極的な人員採用と広告宣伝、新サービス開発投資を行いました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高5,047,642千円（前年同期比157.9%増）、営業損失119,573千円（前事業年度は営業損失486,213千円）、経常損失97,204千円（前事業年度は経常損失495,219千円）、当期純損失99,494千円（前事業年度は当期純損失495,587千円）となりました。

なお、当社は映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期累計期間においては、遠隔業務の需要の高まりから「Safie Pocket2」や「Safie GO」などの商材が建設業界のみならず、他の業界での導入も広がり、全社の業績が好調に推移しました。また、課金カメラ台数及び月次売上高の拡大に向けて、人材採用をはじめとした営業体制の強化のほか、新機能のリリース、様々な業界の現場のデジタルトランスフォーメーション推進に向けたプロモーション施策に取り組みました。

この結果、当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高3,808,826千円、営業利益95,411千円、経常利益88,574千円、四半期純利益86,823千円となりました。

なお、当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

②キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、定期預金の預入による支出等の要因により、前事業年度末に比べ550,235千円減少し、当事業年度末には1,540,096千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は317,739千円（前年同期比59.2%減）となりました。これは主に、仕入債務の増加額97,125千円、前渡金の減少額58,977千円等があったものの、売上債権の増加額485,463千円、税引前当期純損失97,204千円の計上等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は188,088千円（前年同期比427.2%増）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出100,000千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は44,408千円（前年同期は2,289,569千円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出64,408千円、長期借入れによる収入20,000千円によるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,548,821千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、87,998千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益88,724千円、賞与引当金の減少額30,250千円、売上債権の増加額70,121千円、たな卸資産の増加額59,646千円、仕入債務の増加額127,533千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、57,599千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出37,233千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、21,675千円となりました。これは、短期借入金の純増加額100,000千円、長期借入金の返済による支出121,675千円によるものです。

③生産、受注及び販売の実績

当社は受注生産形態をとる事業を行っていないため、生産規模及び受注規模を金額及び数量で示す記載をしておりません。

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第7期事業年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	第7期事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
映像プラットフォーム事業	5,047,642	257.9

(注) 1. 最近2事業年度及び第8期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第7期事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		第8期第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東日本電信電話株式会社	212,922	10.9	1,414,757	28.0	1,043,759	27.4
オリックス株式会社	—	—	—	—	395,992	10.4
日建リース工業株式会社	206,763	10.6	—	—	—	—

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第6期事業年度及び第7期事業年度のオリックス株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

4. 第7期事業年度及び第8期第2四半期累計期間の日建リース工業株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。

この財務諸表を作成するにあたり重要な会計方針については「第5経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、当社の実態等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

前述の「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況 a. 財政状態」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

前述の「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況 b. 経営成績」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの分析

前述の「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、従業員の給与手当の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。当社は、事業運営上必要な資金を安定的に確保するために、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位については、調達時期における資金需要の額、用途、市場環境、調達コスト等を勘案し、最適な方法を選択する方針であります。

④ 経営成績に重要な要因を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針に関する経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針に関する経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(カメラクラウドシステム等の提供に関する契約)

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
東日本電信電話 株式会社	日本	カメラクラウド システム等	2018年11月26日	「ギガらくカメ ラ」に対する Safieのカメラク ラウドシステム 等の提供に関する 契約	2018年11月26日 から2019年3月 31日まで 以後 1年ごとの自動 更新

5 【研究開発活動】

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度における研究開発活動については、当社の「映像から未来をつくる」というビジョンのもと、「家から街までをデータ化し、お客様の意思決定に貢献する」というコンセプトを掲げました。

上記コンセプトに基づき、お客様の業務生産性向上やマーケティング等に貢献するサービスの開発に取り組んでおります。

当事業年度における研究開発費は151,830千円であり、主な研究開発活動は以下のとおりであります。

なお、当社は映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(1) クラウド録画配信基盤の強化と既存機能の強化

数十万台～百万台規模のカメラ稼働に耐えうるシステム基盤の設計・開発、その保守・運用体制の強化に取り組みました。併せてエンタープライズ用途でも問題なく利用可能とすべく、サービスのセキュリティレベル強化や統合管理機能の強化も推し進めております。

(2) 「Safie Pocket2」提供開始とその他の新サービスの開発

2020年7月に、遠隔業務を変革するウェアラブル型クラウドカメラ「Safie Pocket2」をリリースしました。昨今ニーズが顕在化した「遠隔業務」にマッチしたサービスとして、多様な業界の現場でご利用いただいております。

また2020年9月にクラウド顔認証入退室サービス「Safie Entrance」をリリースしました。電子錠と連携し、シェアオフィス等での多拠点・多扉の管理が可能で、非接触での入退室も実現しております。

さらに2021年4月には、建設機械向けのカメラ「ドボレコJK」と当社のクラウド録画サービスを連携させる新サービスの提供を開始しました。

(3) APIエコノミー戦略の強化

2021年2月に「Safie API」をリリースしました。他社とのAPI連携により、交通量調査や混雑状況の可視化など、映像を活用した新たなソリューションの提供が可能となっております。このAI利用を含む解析システムの強化として、当社が契約するクラウドサービスプラットフォーム上に保管するデータから付加価値情報を抽出し、それらをお客様に提供することにより効率的な課題解決に寄与すべく、物体認識やシーン判定機能の開発、及びそれらを駆動する汎用システムの開発を進めております。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期累計期間における研究開発費は、91,689千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度の設備投資等の総額は4,637千円であり、主な内容はPC等の購入によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当事業年度の設備投資等の総額は84,058千円であり、主な内容は本社移転に伴う内装工事等であります。また、第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	本社設備	-	1,961	1,961	79(3)
サテライトオフィス (東京都品川区)	サテライトオフィス設備	2,437	5,248	7,686	56(-)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。
3. 従業員数の()は臨時雇用者数を外書しております。
4. 本社、サテライトオフィスはいずれも賃借物件であり、年間賃借料（共益費を含む）は、44,634千円であります。
5. 当社は、映像プラットフォーム事業の单一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2021年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都品川区)	本社増床	30,000	-	増資資金	2021年12月期 (注) 4.	2021年12月期 (注) 4.	(注) 6.
本社 (東京都品川区)	本社移転	1,420,000	-	増資資金	2024年12月期 (注) 5.	2024年12月期 (注) 5.	(注) 6.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 本社増床及び本社移転の投資予定額には差入敷金及び保証金が含まれております。
4. 着手予定年月及び完了予定年月は2021年12月期中を予定しております、月は未定であります。
5. 着手予定年月及び完了予定年月は2024年12月期中を予定しております、月は未定であります。
6. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

(注) 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は99,900,000株増加し、100,000,000株となっております。

また、2021年6月14日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で発行可能株式総数は80,000,000株増加し、180,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	45,850,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	45,850,000	—	—

(注) 1. 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は45,804,150株増加し、45,850,000株となっております。

2. 2021年6月14日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

1. 第1回新株予約権

決議年月日	2015年10月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社使用人 6
新株予約権の数（個）※	1,424（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,424[1,424,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	12,500[13]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2017年10月24日 至 2025年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 12,500[13] 資本組入額 6,250[7]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行なう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行なうものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{時価}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行なうものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
 - ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
 - ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
 - ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - イ) 当社又は子会社の使用人
 - ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。

- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第4回新株予約権

決議年月日	2017年4月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 12
新株予約権の数（個）※	1,180（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,180[1,180,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	12,500[13]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年4月15日 至 2027年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 12,500[13] 資本組入額 6,250[7]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株あります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×————
分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

新発行株式数×1株当たり払込金額
既発行株式数+————
調整後 調整前 時価
行使価額＝行使価額×————
既発行株式数+新発行株式数

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

（1）行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。

- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - イ) 当社又は子会社の使用人
 - ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 第5回新株予約権

決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 20
新株予約権の数（個）※	990（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 990[990,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	125,000[125]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年6月22日 至 2028年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 125,000[125] 資本組入額 62,500[63]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。

ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

イ) 当社又は子会社の使用人

ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。

ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。

エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。

カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。

キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。

ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。

- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合は、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 第6回新株予約権

決議年月日	2018年12月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 15
新株予約権の数（個）※	480（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 480[480,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	125,000[125]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年12月21日 至 2028年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 125,000[125] 資本組入額 62,500[63]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株あります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×————
分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

新発行株式数×1株当たり払込金額
既発行株式数+————
調整後 調整前 時価
行使価額＝行使価額×————
既発行株式数+新発行株式数

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

（1）行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。

- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - イ) 当社又は子会社の使用人
 - ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 第9回新株予約権

決議年月日	2019年10月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4
新株予約権の数（個）※	666（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 666[666,000]（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400,000[400]（注）3、7
新株予約権の行使期間※	自 2019年10月31日 至 2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 408,000[408] 資本組入額 204,000[204]（注）4、7
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき8,000円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。
- ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{調整後行使価額} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。

ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

イ) 当社又は子会社の使用人

ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。

ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。

エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。

カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。

キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。

ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。

- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
 - ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下に定める事由が発生していないこと。
- ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行又は処分が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となつたとき。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
7. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 第10回新株予約権

決議年月日	2019年10月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 43
新株予約権の数（個）※	510（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 510[510,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400,000[400]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2021年10月5日 至 2029年10月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 400,000[400] 資本組入額 200,000[200]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株あります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×————
分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

新発行株式数×1株当たり払込金額
既発行株式数+————
調整後 調整前 時価
行使価額＝行使価額×————
既発行株式数+新発行株式数

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。

- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - イ) 当社又は子会社の使用人
 - ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 第12回新株予約権

決議年月日	2020年8月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社使用人 61
新株予約権の数（個）※	283 [269] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 283[269,000] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	410,000[410] (注) 2、6
新株予約権の行使期間※	自 2022年8月20日 至 2030年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 410,000[410] 資本組入額 205,000[205] (注) 3、6
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{調整後} \times \text{調整前}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。

ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

イ) 当社又は子会社の使用人

ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。

ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。

エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。

カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。

キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。

ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。

- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合は、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 第13回新株予約権

決議年月日	2021年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社使用人 64
新株予約権の数（個）※	— [6,375] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 — [637,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	— [株式公開時の公開価格] (注) 2
新株予約権の行使期間※	— [自 2023年6月15日 至 2031年8月14日]
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 — [株式公開時の公開価格] 資本組入額 — [発行価格の2分の1] (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	— [新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。]
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において100株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整後時価} - \text{調整前時価}}{\text{調整後時価}} \times \text{既発行株式数}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - イ) 当社又は子会社の使用人
 - ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合は、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

1. 第2回新株予約権

決議年月日	2015年10月23日
新株予約権の数（個）※	96（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 96[96,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	12,500[13]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2016年1月1日 至 2025年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 12,500[13] 資本組入額 6,250[7]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株あります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整後}}{\text{調整前}} \times \text{時価}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

（1）行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - イ) 当社又は子会社の使用人
 - ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ⑦ 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合は、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第3回新株予約権

決議年月日	2016年5月6日
新株予約権の数（個）※	400（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 400[400,000]（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	12,500[13]（注）2、4
新株予約権の行使期間※	自 2016年5月11日 至 2023年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 12,500[13] 資本組入額 6,250[7]（注）3、4
新株予約権の行使の条件※	—
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株式の分割又は併合以外に注2の各項目に掲げる事由により行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整します。

$$\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} \\ \text{調整後の各新株予約権} = \frac{\text{1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てます。

2. 以下の各項目に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入し、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とします。

また、行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとし、行使価額調整式で使用する1株当たり払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とします。

- (1) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
なお、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

- ① 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認期間で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- ② 上記①ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{期間内に発行された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- (3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

なお、調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とします。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とします。新株の払込金額とは、権利行使に際して払い込みをなすべき額をいいます。
4. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 第8回新株予約権

決議年月日	2019年5月23日
新株予約権の数（個）※	10（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10[10,000]（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	485,282[486]（注）2、4
新株予約権の行使期間※	自 2019年6月3日 至 2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 485,282[486] 資本組入額 242,641[243]（注）3、4
新株予約権の行使の条件※	—
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株式の分割又は併合以外に注2の各項目に掲げる事由により行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整します。

$$\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} \\ \text{調整後の各新株予約権} = \frac{\text{1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てます。

2. 以下の各項目に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

$$\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

なお、行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入し、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とします。

また、行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとし、行使価額調整式で使用する1株当たり払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とします。

(1) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
なお、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

① 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認期間で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- ② 上記①ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- (3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

なお、調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とします。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とします。新株の払込金額とは、権利行使に際して払い込みをなすべき額をいいます。
4. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 第11回新株予約権

決議年月日	2019年10月4日
新株予約権の数（個）※	20（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 20[20,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400,000[400]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年10月4日 至 2029年10月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 400,000[400] 資本組入額 200,000[200]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株あります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整後}}{\text{調整前}} \times \text{時価}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
 - ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
 - ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
 - ④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - イ) 当社又は子会社の使用人
 - ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
 - ⑥ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
 - ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。

- (7) 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかつた場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいはずか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年9月29日 (注) 1.	7,760	39,620	485,000	542,750	485,000	532,250
2017年9月30日 (注) 2.	800	40,420	40,000	582,750	40,000	572,250
2018年1月16日 (注) 3.	—	40,420	△482,750	100,000	—	572,250
2019年9月27日 (注) 4.	2,700	43,120	540,000	640,000	540,000	1,112,250
2019年10月31日 (注) 5.	2,730	45,850	546,000	1,186,000	546,000	1,658,250
2019年12月27日 (注) 6.	—	45,850	△1,086,000	100,000	—	1,658,250
2021年6月4日 (注) 7.	45,804,150	45,850,000	—	100,000	—	1,658,250

(注) 1. 有償第三者割当 7,760株

発行価格 125,000円

資本組入額 62,500円

主な割当先 オリックス株式会社 3,200株
関西電力株式会社 2,400株
価値共創ベンチャー有限責任事業組合 800株
キヤノンマーケティングジャパン株式会社 800株
株式会社ティーガイア 400株 他11名

2. 無担保転換社債型新株予約権付社債の転換 800株

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 300株
S M B C ベンチャーキャピタル産学連携1号投資事業有限責任組合 250株
佐渡島隆平 150株
オリックス株式会社 50株
小室秀明 50株

3. 2017年11月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は83%となっております。

4. 有償第三者割当 2,700株

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 2,450株
セコム株式会社 250株

5. 有償第三者割当 2,730株

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 31VENTURES-グローバル・ブレイン-グロースI合同会社 2,000株
価値共創ベンチャー有限責任事業組合 105株
NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合 500株
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合 125株

6. 2019年11月21日開催の臨時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は92%となっております。

7. 株式分割（1：1,000）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	11	—	—	40	51	—
所有株式数(単元)	—	—	—	191,300	—	—	267,200	458,500	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	41.72	—	—	58.28	100	—

(注) 2021年6月14日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,850,000	458,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	45,850,000	—	—
総株主の議決権	—	458,500	—

(注) 1. 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上表は分割後の株数により記載しております。当該株式分割により発行済株式総数は45,804,150株増加し、45,850,000株となっております。

2. 2021年6月14日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、内部留保とのバランスを考慮して安定した配当を実施していくことを基本方針としています。

しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、当分の間無配とすることといたしております。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を考慮したうえで、株主に対して安定的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、更なる事業拡大に向けた設備投資や人材採用及び育成投資に充当していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、株主総会決議に基づいた期末配当において年に1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますので、業績動向を確認しながらその実施についてもあわせて検討してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性・公正性・迅速性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の構成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。併せて代表取締役が内部監査責任者及び内部監査担当者を指名し、内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。

当社は、原則月に一度取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

b. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会を設置しております。

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、その内1名は常勤監査役であります。

当社では、原則月に1度監査役会を開催し、必要に応じて臨時監査役会も開催し、監査計画の策定等監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は必要に応じて取締役会で意見を述べるだけでなく、事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査を実施したり、各事業部門へのヒアリング等による幅広い監査を実施しております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適正な会計監査を受けております。

d. 内部監査

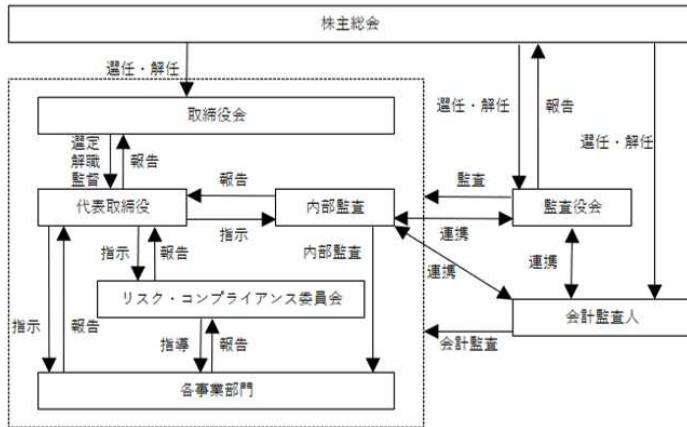
当社は、内部監査責任者及び内部監査担当者を置き、代表取締役からの指示により必要な監査・調査を定期的に実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。実施体制としては内部監査責任者及び内部監査担当者2名とその指示の下で一部を外部委託先に委託して、監査活動を実施しております。

内部監査の結果については、代表取締役に報告し経営に反映させております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、経営に対するリスクに総合的に対処・対応するためリスク・コンプライアンス委員会を設け、委員長には代表取締役が就き、取締役（ただし社外取締役を除く）、常勤監査役及び本部長を委員として構成しております。委員会では、社内におけるリスクの洗い出し、コンプライアンス活動の共有及び内部通報について審議しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略



f. 当該体制を採用する理由

当社は、透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図るため、上記体制を採用しております。業務執行に関しては、取締役会による監視を行っており、社外取締役（1名）及び社外監査役（3名）による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。また、監査役監査、会計監査及び内部監査の三様監査が連携し、様々なリスクに対する指摘や助言を行っております。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務執行の適正性を確保する体制として、2020年9月17日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っております。また、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

 - (1) リスクコンプライアンス規程を制定運用しております。
 - (2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認しております。
 - (3) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置しております。
 - (4) 定款及び規程を整備し、取締役及び使用人が常時閲覧できる状態にしております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程を制定し、保存・管理をしております。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としており、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行うこととしております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスクコンプライアンス規程を制定・運用するとともに使用人への教育を行うこととしております。
 - (2) 取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告することとしております。
 - (3) 内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処することとしております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程等職務執行に関する規程を整備・運用しております。
 - (2) 各組織単位に取締役または執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を取締役会に報告することとしております。
 - (3) 裁議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにしております。
 - (4) 代表取締役、取締役、執行役員ならびに部長及び室長による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図ることとしております。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
監査役が求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせることとしております。

(f) 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとしております。
(2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保することとしております。

(g) 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

(h) 取締役及び使用人が監査役または監査役会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有することとしております。
(2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有することとしております。
(3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後に監査役が確認することができ、業務執行状況が逐一報告される体制とすることとしております。
(4) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報処理規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止することとしております。

(i) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行うこととしております。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とすることとしております。
(2) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにすることとしております。

(k) 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進することとしております。
(2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理することとしております。
(3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告することとしております。
(4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行うこととしております。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社は、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を目的として制定した反社会的勢力対応規程に基づき適切に行動することとしております。

b. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」ことを基本方針として掲げております。そして、この方針を実現するため、反社会的勢力対応ガイドラインにおいて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと、当社役員、社員

は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならないと定めております。

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化します。

全国で施行されている暴力団排除条例及び反社会的勢力排除に関するマニュアルに基づき、事業に関わる契約を締結する際には、インターネットその他の手段を通じて取引先が反社会的勢力ではないことの確認に努めております。

契約を締結する際には、暴力団排除条例に則り、反社会的勢力又はそれらに関わりのある者でないことを約し、相手方がこれに違反した場合には、金銭の負担なく一方的に契約を解除できる旨と共に損害賠償請求ができる旨を契約書面にて約すことを義務付けております。

役員又は従業員の雇用にあたり、入社時に被採用者自らが反社会的勢力等でないことを誓約させております。

c. リスク管理体制の整備の状況

(a) リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスクコンプライアンス規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役及び各取締役並びに各本部・部長が日常業務を通じて、潜在的なリスクに対して注意を払い、リスクの早期発見と、顕在化しているリスクについてはその影響を分析し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受け入れられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。また、当社の内部監査担当者が、リスク管理全般の適切性、有効性を検証しております。

(b) コンプライアンス体制の整備状況

当社では、「リスクコンプライアンス規程」を定め、同規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に代表取締役のもと、常勤取締役、常勤監査役、各本部長及び各部長で法令遵守について都度確認、啓蒙し、各部長がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。また内部通報制度として「内部通報窓口」を外部の法律事務所、常勤監査役及び経営管理本部人事総務部門に設置し、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

(c) 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

情報セキュリティについては、情報セキュリティリスクに対する安全管理措置を講じ、当社が所有する情報資産を保護する目的として「情報セキュリティ管理規程」等の規程・マニュアルを定め、情報セキュリティ体制を強化しております。具体的には、情報セキュリティ責任者である開発本部長の下、情報セキュリティ推進担当として各本部の担当者を配した情報セキュリティ委員会を構成し、情報資産の運用を安全に行えるよう管理しております。また、個人情報（特定個人情報を含みます）の取扱いについても、関連法令の遵守を図るとともに、「個人情報保護規程」を定め、通常の秘密情報よりも高いレベルでの権限管理を行うことで、その機密性等の確保を図っております。なお、当社は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」及び「JIS Q 27001:2014」の認証を2016年5月に取得しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、賠償責任に関する不安を除去することで、萎縮することなく適切に職務を遂行することを可能とし期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

e. 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役の定数を3名以上、監査役の定数を3名以内とする旨を定款に定めています。

f. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

g. 監査役選任の決議要件

当社は、監査役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

i. 中間配当

当社は、会社法454条第5項の規定に基づき取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長CEO	佐渡島 隆平	1979年10月23日生	1999年12月 Daigakunote.com 創業 2002年4月 ソネット株式会社(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) 入社 2010年10月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 代表取締役社長CEO(現任)	(注) 3.	14,150
取締役 企画 本部長	下崎 守朗	1978年5月28日生	2003年4月 株式会社ソニー木原研究所 入所 2006年4月 株式会社ソニー木原研究所統廃合によりソニー株式会社へ転籍 2009年1月 ザイオソフト株式会社 入社 2013年12月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 取締役 企画本部長(現任)	(注) 3.	6,000
取締役 開発 本部長 兼 CTO	森本 数馬	1978年7月29日生	2001年4月 ソニー株式会社 入社 2012年8月 グリー株式会社 入社 2013年11月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 取締役 開発本部長 兼 CTO(現任)	(注) 3.	4,020
取締役 経営 管理本部長 兼 CFO	古田 哲晴	1982年3月27日生	2006年4月 Mckinsey&Company Inc. 入社 2010年11月 株式会社産業革新機構 入社 2017年3月 当社入社 経営管理本部長兼CFO(現任) 2019年10月 当社取締役 経営管理本部長 兼 CFO(現任)	(注) 3.	34
取締役	岩田 彰一郎	1950年8月14日生	1973年3月 ライオン油脂株式会社(ライオン株式会社) 入社 1986年3月 プラス株式会社 入社 1987年3月 同社 商品開発本部部長 1992年5月 同社 営業本部アスクル事業推進室室長 1995年11月 同社 アスクル事業部部長 1997年3月 アスクル株式会社 代表取締役社長 2000年5月 同社 CEO 2002年11月 ASKUL e-Pro Service株式会社 取締役 2006年6月 株式会社資生堂 社外取締役 2010年11月 株式会社アルファバーチェス 取締役 2012年7月 ソロエル株式会社 取締役会長 2015年7月 株式会社みんなのウェディング 社外取締役 2019年9月 株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント設立 代表取締役社長(現任) 2020年8月 当社 社外取締役(現任) 2021年6月 エスター株式会社 社外取締役(現任)	(注) 3.	80
監査役 (常勤)	中島 早香	1982年1月21日生	2006年12月 あづさ監査法人(有限責任 あづさ監査法人) 入所 2010年7月 公認会計士登録 2017年12月 株式会社イグニス 取締役常勤監査等委員長 2020年1月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 4.	—
監査役	工藤 克己	1958年6月18日生	1981年4月 ソニー電子株式会社 入社 1994年11月 ソニー株式会社 出向 2001年11月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) 入社 2012年10月 同社 執行役員 2013年12月 同社 取締役執行役員 2015年6月 同社 取締役執行役員常務 2016年4月 同社 取締役執行役員SVP 2019年3月 当社 非常勤監査役(現任) 2021年2月 株式会社AIR-U 非常勤監査役(現任)	(注) 4.	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	岡田 淳	1979年3月11日生	2002年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所(森・濱田松本法律事務所) 入所 2008年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2012年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー(現任) 2016年11月 ワンダープラネット株式会社 非常勤監査役(現任) 2020年4月 当社 非常勤監査役(現任)	(注) 4.	—
計					24,284

- (注) 1. 取締役岩田彰一郎は、社外取締役であります。
 2. 監査役中島早香、工藤克己及び岡田淳は、社外監査役であります。
 3. 2021年6月14日開催の臨時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 2021年6月14日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名で、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、企業経営における幅広い知見、経験や当社との関係から判断し、独立性が確保できる者を選任することとしております。社外取締役及び社外監査役ともに、独立した立場から、取締役会の牽制及び監視を行っています。また、社外監査役で成されている監査役会は、内部監査担当者との意見交換等により相互の連携を図りながら、適正かつ効果的な監査実施のための環境整備を行っております。

社外取締役の岩田彰一郎氏は、事業会社の代表取締役を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、同氏は、当社の株式80,000株及び新株予約権20個(20,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また常勤での監査等委員としての経験を有しております、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、同氏は、当社の新株予約権80個(8,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、同氏は、当社の新株予約権80個(8,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社の新株予約権40個(4,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門の関係

当社では、社外取締役と社外監査役による監督又は監査、監査役による監査と内部監査担当者及び会計監査人による監査は、連携関係を構築することにより高度な企業統治を実現できるものと考えております。

また、監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に機能するよう、内部監査結果について、監査の都度で内部監査担当と監査役の間で意見・情報交換を行うこととしております。内部監査担当と監査法人の連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席し、意見交換を行うこととしております。監査役と監査法人とは、期中に報告を受けるほか、適宜、意見交換を行うこととしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名であります。

3名はそれぞれ公認会計士、企業経営の経験者及び弁護士として、豊富な実務経験と専門知識、会社経営に深い知見を有しております、当社の監査業務に活かしております。

各監査役が毎月1回開催される取締役会に出席することにより、取締役の職務執行を十分に監視できる体制を整えております。また、適宜監査業務の結果報告やコンプライアンス上の問題点等につき意見交換を行い、必要に応じて取締役会に報告を行っております。

最近事業年度において監査役会を毎月1回開催しており、各監査役の監査役会への出席率は100%となっております。

監査役会における主な検討事項として、取締役会及び代表取締役に対し、監査計画並びに監査の実施状況結果について適宜報告し、また代表取締役とは定期的な会合をもつことで、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をし、相互認識を深めるよう努めております。

また、常勤監査役の活動として、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。監視及び検証の結果から知り得た情報は、他の非常勤監査役と共有するよう努めております。

② 内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、内部監査責任者及び内部監査担当者2名を定め、当該担当者と外部委託先により実施しております。

内部監査担当者は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

外部委託先は、内部監査担当者の指示のもと、具体的な手続の実施をしております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互利用

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期ごとに「三者合同ミーティング」を開催し、監査日程や監査結果等について情報交換を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有や、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あづさ監査法人

b. 繼続監査期間

2019年以降2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 植草 寛

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 倫哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 7名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、有限責任 あづさ監査法人を選定する理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、事業分野への理解度、監査報酬の妥当性等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人の品質管

理、監査チームの独立性等、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスクについて総合的に評価し、監査法人の再任の妥当性を判断しております。

なお、総合的な評価の結果、監査法人の職務執行に問題はないと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく 報酬（千円）	監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく 報酬（千円）
17,500	—	15,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMGジャパン) に属する組織に対する報酬 (a. を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬については、会計監査人から年度監査計画の提示を受け、その内容について会計監査人と協議の上で、監査日数、監査人員及び会社規模・業務特性等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、それらの妥当性が確認できたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬限度額は、2021年3月31日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（決議時点の取締役の員数は7名）、2021年3月31日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）と決議されております。

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会にて適正な報酬額を決定しております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

当事業年度の当社の役員の報酬等の決定においては、業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、代表取締役、社外有識者の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で、決定しております。

なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当する者はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	41,360	41,360	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	9,250	9,250	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）及び当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応できる体制を整備するため、財務・会計の専門書の購読、外部研修の受講等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	2,090,332	1,540,096
売掛金	328,322	813,786
商品	336,596	404,042
貯蔵品	5,008	5,130
前渡金	59,200	222
前払費用	64,367	84,687
その他	24,086	16,593
貸倒引当金	△49	△1,623
流动資産合計	2,907,863	2,862,936
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,742	3,742
減価償却累計額	△29	△1,304
建物（純額）	3,712	2,437
工具、器具及び備品	7,132	11,769
減価償却累計額	△874	△4,558
工具、器具及び備品（純額）	6,257	7,210
有形固定資産合計	9,969	9,648
投資その他の資産		
長期前払費用	24,364	10,100
その他	32,802	210,675
投資その他の資産合計	57,166	220,775
固定資産合計	67,136	230,424
資産合計	2,975,000	3,093,360

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	296,884	394,010
1年内返済予定の長期借入金	64,408	130,700
未払金	52,131	151,985
未払費用	71,854	98,246
未払法人税等	2,290	2,290
前受金	34,828	42,024
預り金	11,775	13,221
賞与引当金	—	30,250
流動負債合計	534,172	862,727
固定負債		
長期借入金	245,705	135,005
固定負債合計	245,705	135,005
負債合計		
	779,877	997,732
純資産の部		
株主資本		
資本金		
資本	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	1,658,250	1,658,250
その他資本剰余金	927,132	927,132
資本剰余金合計	2,585,382	2,585,382
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△495,587	△595,081
利益剰余金合計	△495,587	△595,081
株主資本合計		
	2,189,795	2,090,300
新株予約権		
	5,328	5,328
純資産合計		
	2,195,123	2,095,628
負債純資産合計		
	2,975,000	3,093,360

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2021年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	1,548,821
受取手形及び売掛金	883,907
商品	464,367
その他	137,598
貸倒引当金	△1,694
流動資産合計	3,033,000

固定資産

有形固定資産	86,112
投資その他の資産	216,942
固定資産合計	303,055

資産合計

負債の部

流動負債

買掛金	521,543
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	17,480
未払法人税等	1,899
その他	386,129
流動負債合計	1,027,053

固定負債

長期借入金	126,550
固定負債合計	126,550

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	2,585,382
利益剰余金	△508,258
株主資本合計	2,177,123
新株予約権	5,328
純資産合計	2,182,451

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,957,541	5,047,642
売上原価	1,347,295	3,270,012
売上総利益	610,245	1,777,629
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,096,458	※1,※2 1,897,203
営業損失（△）	△486,213	△119,573
営業外収益		
受取利息	5	18
補助金収入	1,625	—
業務受託収入	—	23,003
その他	130	2,545
営業外収益合計	1,761	25,567
営業外費用		
支払利息	2,245	2,946
株式交付費	7,602	—
その他	919	252
営業外費用合計	10,767	3,198
経常損失（△）	△495,219	△97,204
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,923	—
特別利益合計	1,923	—
税引前当期純損失（△）	△493,296	△97,204
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等合計	2,290	2,290
当期純損失（△）	△495,587	△99,494

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)
I 商品原価	※1	96,650	62.6	336,596	67.3	
1 期首商品たな卸高		1,113,879		2,284,878		
2 当期商品仕入高		—		87		
3 商品評価損		1,210,529		2,621,562		
合計		29,877		17,948		
4 他勘定振替高		336,596		404,130		32.7
5 期末商品たな卸高	※2	844,056	37.4	2,199,483	32.7	
II 経費		503,239		1,070,529		
売上原価		1,347,295	100.0	3,270,012		100.0

(注) ※1. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度(千円) (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
販売費及び一般管理費	25,060	17,948
その他	4,816	—
合計	29,877	17,948

※2. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度(千円) (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
通信費	299,067	714,294

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
売上高	3,808,826
売上原価	2,336,868
売上総利益	1,471,957
販売費及び一般管理費	※ 1,376,546
営業利益	95,411
営業外収益	
受取利息	3
補助金収入	1,456
その他	283
営業外収益合計	1,743
営業外費用	
支払利息	1,021
上場関連費用	5,100
その他	2,458
営業外費用合計	8,580
経常利益	88,574
特別利益	
固定資産売却益	149
特別利益合計	149
税引前四半期純利益	88,724
法人税、住民税及び事業税	1,900
法人税等合計	1,900
四半期純利益	86,823

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金			利益剰余金								
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
当期首残高	100,000	572,250	300,199	872,449	△459,067	△459,067	513,382	—	513,382			
当期変動額												
新株の発行	1,086,000	1,086,000	—	1,086,000	—	—	2,172,000	—	2,172,000			
資本金から その他資本剰余金 への振替	△1,086,000	—	1,086,000	1,086,000	—	—	—	—	—			
欠損填補	—	—	△459,067	△459,067	459,067	459,067	—	—	—			
当期純損失(△)	—	—	—	—	△495,587	△495,587	△495,587	—	△495,587			
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	5,328	5,328			
当期変動額合計	—	1,086,000	626,932	1,712,932	△36,519	△36,519	1,676,412	5,328	1,681,740			
当期末残高	100,000	1,658,250	927,132	2,585,382	△495,587	△495,587	2,189,795	5,328	2,195,123			

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	100,000	1,658,250	927,132	2,585,382	△495,587	△495,587	2,189,795	5,328	2,195,123		
当期変動額											
当期純損失（△）	—	—	—	—	△99,494	△99,494	△99,494	—	△99,494		
当期変動額合計	—	—	—	—	△99,494	△99,494	△99,494	—	△99,494		
当期末残高	100,000	1,658,250	927,132	2,585,382	△595,081	△595,081	2,090,300	5,328	2,095,628		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 2019年1月1日 2019年12月31日)	当事業年度 (自 至 2020年1月1日 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△493,296	△97,204
減価償却費	832	4,958
貸倒引当金の増減額（△は減少）	49	1,573
賞与引当金の増減額（△は減少）	—	30,250
受取利息	△5	△18
支払利息	2,245	2,946
補助金収入	△1,625	—
有形固定資産売却損益（△は益）	△1,923	—
売上債権の増減額（△は増加）	△218,176	△485,463
たな卸資産の増減額（△は増加）	△244,905	△67,567
前渡金の増減額（△は増加）	△59,200	58,977
前払費用の増減額（△は増加）	△76,985	△6,056
仕入債務の増減額（△は減少）	234,331	97,125
未払金の増減額（△は減少）	2,886	18,528
未払費用の増減額（△は減少）	60,678	26,306
前受金の増減額（△は減少）	14,745	7,195
預り金の増減額（△は減少）	5,172	1,446
その他	△3,076	94,396
小計	△778,252	△312,605
利息の受取額	5	18
利息の支払額	△2,317	△2,861
補助金の受取額	1,625	—
法人税等の支払額	△397	△2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△779,337	△317,739
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△100,000
有形固定資産の取得による支出	△25,967	△8,907
有形固定資産の売却による収入	6,518	—
その他	△16,227	△79,180
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,677	△188,088
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△50,000	—
長期借入れによる収入	185,000	20,000
長期借入金の返済による支出	△14,887	△64,408
株式の発行による収入	2,164,398	—
新株予約権の発行による収入	5,058	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,289,569	△44,408
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,474,554	△550,235
現金及び現金同等物の期首残高	615,777	2,090,332
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,090,332	※ 1,540,096

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2021年1月1日
至 2021年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	88,724
減価償却費	7,594
賞与引当金の増減額（△は減少）	△30,250
受取利息	△3
補助金収入	△1,456
支払利息	1,021
上場関連費用	5,100
有形固定資産売却損益（△は益）	△149
売上債権の増減額（△は増加）	△70,121
たな卸資産の増減額（△は増加）	△59,646
仕入債務の増減額（△は減少）	127,533
その他	21,926
小計	90,272
利息の受取額	3
補助金の受取額	1,456
利息の支払額	△1,443
法人税等の支払額	△2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△37,233
有形固定資産の売却による収入	149
その他	△20,515
投資活動によるキャッシュ・フロー	△57,599
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	100,000
長期借入金の返済による支出	△121,675
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,675
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	8,724
現金及び現金同等物の期首残高	1,540,096
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,548,821

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイド（国際会計基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイド及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 会計基準の適用による影響

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイド（国際会計基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイド及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めるなどを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(追加情報)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

新型コロナウイルス感染症については、経済や企業活動に広範囲の影響を与えており、今後の感染拡大の状況や収束時期等を正確に予測することは困難な状態にあります。

当社においては、現時点で入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が今後も一定期間継続するものと仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っておりますが、財務諸表に与える影響は軽微であるものと判断しております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	30,000千円	600,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	30,000	600,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24%、当事業年度24%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76%、当事業年度76%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	375,289千円	685,535千円
広告宣伝費	95,552	202,574
賞与引当金繰入額	—	29,240
貸倒引当金繰入額	49	1,584
減価償却費	610	4,658

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
研究開発費	80,587千円	151,830千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
工具、器具及び備品	1,923千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	40,420	5,430	—	45,850
合計	40,420	5,430	—	45,850

(注) 発行済株式数の増加は、第三者割当増資に伴う新株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	5,328
合計		—	—	—	—	—	5,328

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	45,850	—	—	45,850
合計	45,850	—	—	45,850

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	5,328
合計		—	—	—	—	—	5,328

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	2,090,332千円	1,540,096千円
現金及び現金同等物	2,090,332	1,540,096

(金融商品関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。また、当社は、デリバティブは一切利用しておらず、資金運用については原則として短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日のものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、長期借入金の金利変動リスクについて、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、財務経理部において管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、手元流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,090,332	2,090,332	—
(2) 売掛金	328,322		
貸倒引当金(*)	△49		
	328,272	328,272	—
資産計	2,418,604	2,418,604	—
(1) 買掛金	296,884	296,884	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	64,408	64,408	—
(3) 未払金	52,131	52,131	—
(4) 未払費用	71,854	71,854	—
(5) 未払法人税等	2,290	2,290	—
(6) 預り金	11,775	11,775	—
(7) 長期借入金	245,705	245,783	78
負債計	745,049	745,127	78

(*)売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,090,332	—	—	—
売掛金	328,322	—	—	—
合計	2,418,654	—	—	—

3. 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	64,408	115,236	12,721	15,232	95,232	7,284
合計	64,408	115,236	12,721	15,232	95,232	7,284

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。また、当社は、デリバティブは一切利用しておらず、資金運用については原則として短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日のものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、長期借入金の金利変動リスクについて、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、財務経理部において管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、手元流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,540,096	1,540,096	—
(2) 売掛金	813,786		
貸倒引当金(*)	△1,623		
	812,163	812,163	—
資産計	2,352,259	2,352,259	—
(1) 買掛金	394,010	394,010	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	130,700	130,700	—
(3) 未払金	151,985	151,985	—
(4) 未払費用	98,246	98,246	—
(5) 未払法人税等	2,290	2,290	—
(6) 預り金	13,221	13,221	—
(7) 長期借入金	135,005	134,750	△254
負債計	925,458	925,203	△254

(*)売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,540,096	—	—	—
売掛金	813,786	—	—	—
合計	2,353,882	—	—	—

3. 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	130,700	9,145	31,656	91,656	1,656	892
合計	130,700	9,145	31,656	91,656	1,656	892

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2015年10月23日取締役会 第2回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3 当社使用人6	外部協力者2
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式1,624,000株	普通株式96,000株
付与日	2016年1月1日	2016年1月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2017年10月24日 至2025年10月23日	自2016年1月1日 至2025年12月31日

決議年月日	2016年5月6日取締役会 第3回新株予約権 (自社株式オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者1	当社使用人12
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式400,000株	普通株式1,250,000株
付与日	2016年5月11日	2017年4月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2016年5月11日 至2023年4月30日	自2019年4月15日 至2027年4月14日

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人20	当社使用人15
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式1,080,000株	普通株式550,000株
付与日	2018年6月21日	2018年12月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2020年6月22日 至2028年6月21日	自2020年12月21日 至2028年12月20日

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者1	当社取締役4
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式10,000株	普通株式666,000株
付与日	2019年6月3日	2019年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2019年6月3日 至2026年5月31日	自2019年10月31日 至2029年10月30日

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2019年10月4日取締役会 第11回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人43	外部協力者1
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式610,000株	普通株式20,000株
付与日	2019年10月4日	2019年10月4日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2021年10月5日 至2029年10月4日	自2019年10月4日 至2029年10月3日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2021年6月4日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第3回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権を除き、新株予約権割当契約において、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ行使することができる旨が定めてあります。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプション及び自社株式オプションの数

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2015年10月23日取締役会 第2回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,624,000	96,000
付与	—	—
失効	200,000	—
権利確定	—	—
未確定残	1,424,000	96,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

決議年月日	2016年5月6日取締役会 第3回新株予約権 (自社株式オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	1,250,000
付与	—	—
失効	—	70,000
権利確定	—	—
未確定残	—	1,180,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	400,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	400,000	—

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,080,000	550,000
付与	—	—
失効	70,000	—
権利確定	—	—
未確定残	1,010,000	550,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	10,000	666,000
失効	—	—
権利確定	10,000	666,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	10,000	666,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	10,000	666,000

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2019年10月4日取締役会 第11回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	610,000	20,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	610,000	20,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2021年6月4日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2015年10月23日取締役会 第2回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格 (円)	13	13
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2016年5月6日取締役会 第3回新株予約権 (自社株式オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	13	13
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	125	125
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	486	400
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2019年10月4日取締役会 第11回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格 (円)	400	400
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2021年6月4日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 1,630,250千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された | ストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額 |
| | 一千円 |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2015年10月23日取締役会 第2回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3 当社使用人6	外部協力者2
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式1,624,000株	普通株式96,000株
付与日	2016年1月1日	2016年1月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2017年10月24日 至2025年10月23日	自2016年1月1日 至2025年12月31日

決議年月日	2016年5月6日取締役会 第3回新株予約権 (自社株式オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者1	当社使用人12
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式400,000株	普通株式1,250,000株
付与日	2016年5月11日	2017年4月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2016年5月11日 至2023年4月30日	自2019年4月15日 至2027年4月14日

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人20	当社使用人15
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式1,080,000株	普通株式550,000株
付与日	2018年6月21日	2018年12月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2020年6月22日 至2028年6月21日	自2020年12月21日 至2028年12月20日

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者1	当社取締役4
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式10,000株	普通株式666,000株
付与日	2019年6月3日	2019年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2019年6月3日 至2026年5月31日	自2019年10月31日 至2029年10月30日

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2019年10月4日取締役会 第11回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人43	外部協力者1
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式610,000株	普通株式20,000株
付与日	2019年10月4日	2019年10月4日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2021年10月5日 至2029年10月4日	自2019年10月4日 至2029年10月3日

決議年月日	2020年8月19日取締役会 第12回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2 当社使用人61
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式289,000株
付与日	2020年8月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2022年8月20日 至2030年8月19日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2021年6月4日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第3回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権を除き、新株予約権割当契約において、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ行使することができる旨が定めています。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度（2020年12月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2015年10月23日取締役会 第2回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,424,000	96,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,424,000	96,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

決議年月日	2016年5月6日取締役会 第3回新株予約権 (自社株式オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	1,180,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	1,180,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	400,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	400,000	—

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,010,000	550,000
付与	—	—
失効	20,000	70,000
権利確定	—	—
未確定残	990,000	480,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	10,000	666,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	10,000	666,000

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2019年10月4日取締役会 第11回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	610,000	20,000
付与	—	—
失効	100,000	—
権利確定	—	—
未確定残	510,000	20,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

決議年月日	2020年8月19日取締役会 第12回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	289,000
失効	6,000
権利確定	—
未確定残	283,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2021年6月4日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2015年10月23日取締役会 第2回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格 (円)	13	13
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2016年5月6日取締役会 第3回新株予約権 (自社株式オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	13	13
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	125	125
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	486	400
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2019年10月4日取締役会 第11回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格 (円)	400	400
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

決議年月日	2020年8月19日取締役会 第12回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	410
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2021年6月4日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 1,663,160千円

(2) 当事業年度において権利行使された

ストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額 -千円

(税効果会計関係)

前事業年度（2019年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2		340,506千円
ソフトウエア		33,808
減損損失		9,700
一括償却資産		2,711
差入保証金		2,149
その他		2,906
繰延税金資産小計		391,784
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2		△340,506
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△51,277
評価性引当額小計（注）1		△391,784
繰延税金資産合計		—

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な理由は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（※）	—	—	—	8,524	26,875	305,106	340,506
評価性引当額	—	—	—	△8,524	△26,875	△305,106	△340,506
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しております。

当事業年度（2020年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2		317,879千円
ソフトウエア		78,011
賞与引当金		10,463
減損損失		8,093
一括償却資産		3,420
差入保証金		2,624
未払費用		2,484
その他		2,056
繰延税金資産小計		425,033
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2		△317,879
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△107,153
評価性引当額小計（注）1		△425,033
繰延税金資産合計		—

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な理由は、ソフトウエアに関する将来減算一時差異に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※)	—	—	—	12,772	27,252	277,853	317,879
評価性引当額	—	—	—	△12,772	△27,252	△277,853	△317,879
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東日本電信電話株式会社	212,922	映像プラットフォーム事業
日建リース工業株式会社	206,763	映像プラットフォーム事業

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東日本電信電話株式会社	1,414,757	映像プラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	佐渡島隆平	-	-	当社代表取締役	被所有直接 30.9	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	70,113	-	-
							当社クレジットカード決済に対する債務被保証	37,649	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入及びクレジットカード決済に対して代表取締役佐渡島隆平の債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は期末債務残高を記載しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都品川区	7,969,983	電気通信事業	被所有直接 12.6	電気通信役務の利用料の支払	電気通信役務の利用料の支払	361,835	買掛金	96,889

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

電気通信役務の利用料の支払は市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	佐渡島隆平	-	-	当社代表取締役	被所有直接 30.9	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	46,533	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して代表取締役佐渡島隆平の債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は期末債務残高を記載しております。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1 株当たり純資産額	47.76円
1 株当たり当期純損失（△）	△11.91円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。
3. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純損失（△）（千円）	△495,587
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△495,587
普通株式の期中平均株式数（株）	41,594,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	新株予約権10種類（新株予約権の数5,966個） なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
1株当たり純資産額	45.59円
1株当たり当期純損失（△）	△2.17円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
当期純損失（△）（千円）	△99,494
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△99,494
普通株式の期中平均株式数（株）	45,850,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	新株予約権11種類（新株予約権の数6,059個） なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(株式分割、単元株制度及び発行可能株式総数の引き上げ)

当社は、2021年5月18日開催の取締役会決議に基づき、2021年6月4日付で株式分割を行っております。

また、2021年6月14日開催の臨時株主総会において定款の一部を変更し、同日付で単元株制度の採用と発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的及び発行可能株式総数の引き上げの目的

当社株式の流動性の向上と投資家の皆様の利便性の向上を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用致します。さらに機動的な資金調達の観点から、発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

2. 分割方法

2021年6月3日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	45,850株
今回の分割により増加する株式数	45,804,150株
株式分割後の発行済株式数	45,850,000株
今回の分割後の発行可能株式総数	100,000,000株

4. 株式分割の効力発生日

2021年6月4日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

6. 定款変更に伴う発行可能株式総数の増加

2021年6月14日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で発行可能株式総数は80,000,000株増加し、180,000,000株となっております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

有価証券届出書の（追加情報）に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 2021年1月1日
至 2021年6月30日)

給料及び手当	457,632千円
貸倒引当金繰入額	264

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 2021年1月1日
至 2021年6月30日)

現金及び預金勘定	1,548,821千円
現金及び現金同等物	1,548,821千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	1円89銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	86,823
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	86,823
普通株式の期中平均株式数 (株)	45,850,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	2021年6月14日開催の取締役会決議による第13回新株予約権 新株予約権の数 6,375個 (普通株式 637,500株)

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
 2. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,742	—	—	3,742	1,304	1,274	2,437
工具、器具及び備品	7,132	4,637	—	11,769	4,558	3,684	7,210
有形固定資産計	10,874	4,637	—	15,511	5,862	4,958	9,648
長期前払費用	42,093	—	—	42,093	31,993	14,263	10,100

(注) 当期増加額の内訳は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 ノートPC関連 4,637千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	64,408	130,700	0.7	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	245,705	135,005	0.6	2022年1月～ 2026年5月
合計	310,113	265,705	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,145	31,656	91,656	1,656

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	49	1,623	10	38	1,623
賞与引当金	—	30,250	—	—	30,250

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、回収に伴う戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	405
預金	
普通預金	1,539,691
合計	1,540,096

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東日本電信電話株式会社	173,568
日建リース工業株式会社	158,291
オリックス株式会社	47,344
株式会社ROBOT PAYMENT	29,668
株式会社ファーマインド	25,508
その他	379,404
合計	813,786

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
328,322	5,552,406	5,066,942	813,786	86.2	37.6

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額(千円)
カメラ	362,236
その他	41,806
合計	404,042

二. 貯蔵品

品目	金額(千円)
保守用機器	3,835
その他	1,294
合計	5,130

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社中日諏訪オプト電子	143,271
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	96,889
オリックス株式会社	36,713
Amazon Web Services, Inc.	33,411
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	27,701
その他	56,023
合計	394,010

(注) 株式会社中日諏訪オプト電子は2021年4月1日付で親会社であるテクノホライゾン株式会社に吸収合併されております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剩余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料（注）2</p>
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://safie.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年10月15日	価値共創ベンチャー有限責任組合 共同事業組合員 NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役社長 今関 智雄 共同事業組合員 株式会社ベンチャーラボインベストメント 代表取締役 山中 唯義	東京都港区港南二丁目15番3号	—	31VENTURES—グローバル・ブレイン・グロース I 合同会社 代表社員 三井不動産株式会社 職務執行者 金谷 篤実 代表社員 グローバル・ブレイン株式会社 職務執行者 百合本 安彦	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 600	240,000,000 (400,000) 注4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2020年12月25日	株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	当社の取引金融機関	佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	新株予約権 400個	159,000,000 (397,500) 注5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2020年12月25日	株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	当社の取引金融機関	佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	新株予約権 10個	48,520 (4,852) 注5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならぬとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）及び類似会社比準法により算出した価格を総合的に勘案して当事者間の協議により決定した価格であります。
 5. 移動価格は、直近に発行された新株予約権の行使価格から当該新株予約権の行使価額を控除した金額を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
 6. 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)
発行年月日	2019年9月27日	2019年10月31日
種類	普通株式	普通株式
発行数	2,700株	2,730株
発行価格	400,000円(注)3	400,000円(注)3
資本組入額	200,000円	200,000円
発行価額の総額	1,080,000,000円	1,092,000,000円
資本組入額の総額	540,000,000円	546,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)	新株予約権(4)
発行年月日	2019年6月3日	2019年10月31日	2019年10月4日	2019年10月4日
種類	第8回新株予約権 (自社株式オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (自社株式オプション)
発行数	普通株式 10株	普通株式 666株	普通株式 610株	普通株式 20株
発行価格	500,000円(注)4	408,000円(注)3	400,000円(注)3	400,000円(注)3
資本組入額	250,000円(注)4	204,000円	200,000円	200,000円
発行価額の総額	5,000,000円(注)4	271,728,000円	244,000,000円	8,000,000円
資本組入額の総額	2,500,000円(注)4	135,864,000円	122,000,000円	4,000,000円
発行方法	2019年5月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(自社株式オプション)に関する決議を行っております。	2019年9月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年9月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年9月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(自社株式オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—	—

項目	新株予約権(5)	新株予約権(6)
発行年月日	2020年8月19日	2021年6月14日
種類	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 289株	普通株式 637,500株
発行価格	410,000円(注)3	1株につき株式 公開時の公開価格
資本組入額	205,000円	発行価格の 2分の1
発行価額の総額	118,490,000円	株式公開時の公 開価格に発行数 を乗じた額
資本組入額の総額	59,245,000円	株式公開時の資 本組入額に発行 数を乗じた額
発行方法	2020年8月19日開催の 臨時株主総会におい て、会社法第236条、 第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約 権の付与（ストック・ オプション）に関する 決議を行っております。	2021年6月14日開催の 臨時株主総会におい て、会社法第236条、 第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約 権の付与（ストック・ オプション）に関する 決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものと定めています。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものと定めています。

- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないとときには、同取引所は新規上場の申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年12月31日です。
- 2 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
- 3 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出した価格及び類似会社比準方式により算出した価格等を参考として、決定しております。
- 4 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出した価格及び類似会社比準方式により算出した価格等を参考として、決定しております。なお、第8回新株予約権発行後に行われた新株式の発行に伴い行使価額の調整を行っておりますが、上記「発行価格」「資本組入額」、「発行価額の総額」、「資本組入額の総額」には調整前の金額を記載しております。
- 5 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、新株予約権(6)を除き、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
- 6 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の状況及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権(1) 第8回新株予約権	新株予約権(2) 第9回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき485,282円	1株につき400,000円
行使期間	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況③その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

	新株予約権(3) 第10回新株予約権	新株予約権(4) 第11回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき400,000円	1株につき400,000円
行使期間	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況③その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

	新株予約権(5) 第12回新株予約権	新株予約権(6) 第13回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき410,000円	1株につき株式公開時の公開価格
行使期間	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

- 7 新株予約権(3)については、退職により4名100株分(分割前)の権利が喪失しております。
- 8 新株予約権(5)については、退職により7名20株分(分割前)の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
キヤノンマーケティングジャパン株式会社 代表取締役社長 足立 正親 資本金73,303百万円	東京都港区港南二丁目16番6号	卸売業	2,450	980,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、 当社取引先
セコム株式会社 代表取締役社長 尾関 一郎 資本金66,401百万円	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	警備サービス業	250	100,000,000 (400,000)	当社取引先

(注) 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の数値を記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
31 VENTURES – グローバル・ブレイン – グロース I 合同会社 代表社員 三井不動産株式会社 職務執行者 金谷 篤実 資本金340,162百万円 代表社員 グローバル・ブレイン株式会社 職務執行者 百合本 安彦 資本金10百万円	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	投資業	2,000	800,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社NTTドコモ・ベンチャーズ 代表取締役社長 稻川 尚之 資本金50百万円	東京都港区赤坂一丁目12番32号	投資業	500	200,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合 無限責任組合員 池田泉州キャピタル株式会社 代表取締役 石飛 光俊 資本金90百万円	大阪府大阪市北区茶屋町 18番14号	投資業	125	50,000,000 (400,000)	-
価値共創ベンチャー有限責任事業組合 共同事業組合員 NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役社長 今関 智雄 資本金3,776百万円 共同事業組合員 株式会社ベンチャーラボインベストメント 代表取締役 山中 唯義 資本金40百万円	東京都港区港南二丁目 15番3号	投資業	105	42,000,000 (400,000)	-

(注) 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権

発行年月日	種類	割当株数 (株)	単価 (円)	割当人数 (名)	取得者と提出会 社との関係
2019年5月23日 取締役会決議	新株予約権(1)	10	500,000	1	外部協力者
2019年10月4日 取締役会決議	新株予約権(2) (ストック・オ プション)	666	408,000	4	特別利害関係者 等 (当社大株主 上位10名、当社 代表取締役、当 社取締役)
2019年10月4日 取締役会決議 (注2)	新株予約権(3) (ストック・オ プション)	610	400,000	43	当社従業員
2019年10月4日 取締役会決議	新株予約権(4)	20	400,000	1	外部協力者
2020年8月19日 取締役会決議 (注3)	新株予約権(5) (ストック・オ プション)	289	410,000	63	特別利害関係者 等 (当社取締 役)、当社従業 員
2021年6月14日 取締役会決議	新株予約権(6) (ストック・オ プション)	637,500	株式公開時の公 開価格	71	特別利害関係者 等 (当社大株主 上位10名、当社 取締役、当社監 査役)、当社従 業員

- (注) 1. 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分
割を行っておりますが、上記新株予約権(1)から(5)までの割当株数及び価格 (単価) は、株式分割前の数値を
記載しております。
2. 付与対象者のうち、退職及び権利放棄による権利喪失により、本書提出日現在の割当株数及び付与対象者の人
数は、510株、39名となっております。
3. 付与対象者のうち、退職及び権利放棄による権利喪失により、本書提出日現在の割当株数及び付与対象者の人
数は、269株、56名となっております。

(1) 外部協力者の取得の概況は下記のとおりです。

新株予約権(1)の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂 資本金 412,500百万円	東京都千代田区大手町 一丁目9番4号 大手町 フィナンシャルシティ ノースタワー	金融機関	10	5,000,000 (500,000)	当社の取引金融機 関

- (注) 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を
行っておりますが、上記割当株数及び価格 (単価) は、株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権(4)の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社パン・ソフト・コミュニケーション 代表取締役 竹村 桂一 資本金 10百万円	福井県小浜市宮の前1番地26	ネットワークカメラの販売	20	8,000,000 (400,000)	当社の仕入先

(注) 2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の数値を記載しております。

(2) 特別利害関係者等の取得の概況は下記のとおりです。

2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、下記新株予約権(2)、(5)の割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権(2)の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	会社役員	172	70,176,000 (408,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名、当社代表取締役)
下崎 守朗	東京都品川区	会社役員	172	70,176,000 (408,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名、当社取締役)
森本 数馬	神奈川県川崎市幸区	会社役員	172	70,176,000 (408,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名、当社取締役)
古田 哲晴	東京都荒川区	会社役員	150	61,200,000 (408,000)	特別利害関係者等(当社取締役)

新株予約権(5)の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岩田 彰一郎	東京都港区	会社役員	20	8,200,000 (410,000)	特別利害関係者等(当社取締役)
古田 哲晴	東京都荒川区	会社役員	20	8,200,000 (410,000)	特別利害関係者等(当社取締役)

新株予約権(6)の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	会社役員	500,000	株式公開時の公開価格に割当株数を乗じた金額(株式公開時の公開価格)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名、当社代表取締役)
下崎 守朗	東京都品川区	会社役員	10,000	株式公開時の公開価格に割当株数を乗じた金額(株式公開時の公開価格)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名、当社取締役)
森本 数馬	神奈川県川崎市幸区	会社役員	10,000	株式公開時の公開価格に割当株数を乗じた金額(株式公開時の公開価格)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名、当社取締役)
古田 哲晴	東京都荒川区	会社役員	10,000	株式公開時の公開価格に割当株数を乗じた金額(株式公開時の公開価格)	特別利害関係者等(当社取締役)
中島 早香	埼玉県川口市	会社役員	8,000	株式公開時の公開価格に割当株数を乗じた金額(株式公開時の公開価格)	特別利害関係者等(当社監査役)
工藤 克己	神奈川県茅ヶ崎市	会社役員	8,000	株式公開時の公開価格に割当株数を乗じた金額(株式公開時の公開価格)	特別利害関係者等(当社監査役)
岡田 淳	東京都目黒区	会社役員	4,000	株式公開時の公開価格に割当株数を乗じた金額(株式公開時の公開価格)	特別利害関係者等(当社監査役)

(3) 特別利害関係者等以外の当社従業員の取得の概況は、取得者が多いため、新株予約権(3)、(5)及び(6)の割当の現状を下記に記載いたします。各回号別に重複して割り当てを受けている場合は、重複して合算しております。また2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、下記新株予約権(3)及び(5)の割当株数は、株式分割を反映した株数を算出し、合算して記載しております。

1株～10,000株は135名(計276,500株)、10,001株～20,000株は19名(計335,000株)、20,001株～30,000株は1名(計30,000株)、30,001株～40,000株は1名(計35,000株)、40,001株～50,000株は4名(計200,000株)、60,001株～70,000株は1名(計70,000株)

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐渡島 隆平(注) 1, 2	神奈川県逗子市	15,376,000 (1,226,000)	29.27 (2.33)
下崎 守朗(注) 2, 3	東京都品川区	6,542,000 (542,000)	12.45 (1.03)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(注) 2	東京都品川区東品川四丁目12番3号	5,800,000	11.04
森本 数馬(注) 2, 3	神奈川県川崎市幸区	4,562,000 (542,000)	8.68 (1.03)
オリックス株式会社(注) 2	東京都港区浜松町二丁目4番1号	3,250,000	6.19
キヤノンマークティングジャパン株式会社(注) 2	東京都港区港南二丁目16番6号	3,250,000	6.19
31 VENTURES グローバル・ブレイングロースI合同会社(注) 2	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	2,600,000	4.95
関西電力株式会社(注) 2	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	2,400,000	4.57
古田 哲晴(注) 3	東京都荒川区	714,000 (680,000)	1.36 (1.29)
NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合(注) 2	東京都港区赤坂一丁目12番32号	500,000	0.95
小室 秀明(注) 5	東京都中野区	410,000 (360,000)	0.78 (0.69)
岩田 耕一(注) 2	大阪府大阪市天王寺区	400,000	0.76
須田 将啓(注) 2	東京都港区	400,000	0.76
藤井 真人(注) 2	東京都品川区	400,000	0.76
株式会社ティーガイア(注) 2	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	400,000	0.76
鈴木 竜太(注) 5	神奈川県横浜市都筑区	344,000 (320,000)	0.65 (0.61)
価値共創ベンチャー有限責任事業組合	東京都港区港南二丁目15番3号	305,000	0.58
SMB Cベンチャーキャピタル産学連携1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	250,000	0.48
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	250,000	0.48
大重 俊輔(注) 5	東京都大田区	165,000 (145,000)	0.31 (0.28)
横堀 雅之(注) 5	東京都町田市	164,000 (140,000)	0.31 (0.27)
林 数馬	東京都江東区	160,000	0.30
藤木 麻那(注) 5	東京都品川区	144,000 (140,000)	0.27 (0.27)
池田 和志(注) 5	東京都狛江市	132,000 (120,000)	0.25 (0.23)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	125,000	0.24
加藤 史子(注) 4	神奈川県三浦郡葉山町	120,000	0.23
岩田 彰一郎(注) 3	東京都港区	100,000 (20,000)	0.19 (0.04)
杉澤 奈津紀(注) 5	東京都品川区	96,000 (80,000)	0.18 (0.15)
富田 直紀(注) 5	東京都大田区	92,000 (80,000)	0.18 (0.15)
大場 悠介(注) 5	東京都品川区	88,000 (80,000)	0.17 (0.15)
近江 昌彦	東京都世田谷区	80,000	0.15
佐渡島 康平(注) 4	福岡県福岡市中央区	80,000	0.15
宍戸 幹央	神奈川県鎌倉市	80,000	0.15
廣崎 圭祐	兵庫県西宮市	80,000	0.15
株式会社MBS	東京都港区六本木七丁目 7番 7号 トライセブンロッポンギ8階	80,000 (80,000)	0.15 (0.15)
加藤 剛章(注) 5	東京都板橋区	80,000 (80,000)	0.15 (0.15)
奥田 恵(注) 5	東京都中野区	80,000 (80,000)	0.15 (0.15)
菊池 謙平(注) 5	埼玉県川口市	80,000 (80,000)	0.15 (0.15)
鈴木 貴裕(注) 5	千葉県我孫子市	80,000 (80,000)	0.15 (0.15)
南 番公(注) 5	東京都品川区	80,000 (80,000)	0.15 (0.15)
その他2社、188名	—	2,193,500 (1,727,500)	4.18 (3.29)
計	—	52,532,500 (6,682,500)	100.00 (12.72)

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族）

5. 当社の従業員

6. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及び割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年8月19日

セーフィー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 優哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーフィー株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年8月19日

セーフィー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 優哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーフィー株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月19日

セーフィー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 優哉
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーフィー株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、セーフィー株式会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

